

# 西日本入会林野研究会

## 会 報

(第20号)

---

### 『入会林野の積極的保存を考える』

(第20回シンポジウム)

#### 〈報告要旨〉

- 福岡県飯塚農林事務所管内における入会林野整備について …… 内藤 芳樹 (1)  
牧(まき)制度と入会林野整備 …………… 河野日出男 (7)  
入会林野に対する今後の取組みについて …………… 向井 忠彦 (12)  
入会権を原点から考える …………… 中尾 英俊 (16)

#### 〈シンポジウム〉

- I 上赤村共有林組合の入会地 …………… (20)  
II 串間市の「牧」について …………… (22)  
III 愛媛県の入会林野 …………… (24)  
IV 入会権に関する法理論 …………… (26)  
V その他の諸問題 …………… (31)

#### 〈大会記事・総会報告〉

---

1996・4

西日本入会林野研究会



## 西日本入会林野研究会規約

第一条（名 称）本会は西日本入会林野研究会と称する。

第二条（目 的）本会は入会林野にかんする理論的実証的研究をすすめるとともに  
会員の親睦をはかることを目的とする。

第三条（事 業）本会はその目的を達成するために次の事業を行う。

学術研究会の開催

機関紙の発行

その他目的達成に必要な事業

第四条（会 員）本会は西日本（中・四国、九州）地方に居住する入会林野の研究  
者、実務家で本会の目的に賛成する者によって組織される。

第五条（事務所）本会の事務所は福岡市東区箱崎九州大学農学部林政学教室におく。

第六条（役 員）本会の役員として運営委員若干名及び監事2名をおく。

運営委員は本会の運営の任にあたる。

運営委員中1名は代表委員として本会を代表する。

監事は本会の会計を監査する。

役員は総会で選出しその任期は一年とする。

第七条（総 会）本会は毎年一回総会を開催し重要事項を決定する。

第八条（会 費）会員は毎年会費を納入しなければならない。

会費の額は総会で決定する。

第九条（会計年度）本会の会計年度は9月1日から翌年8月31日までとする。

制定 昭和50年10月7日

改正 昭和59年9月26日

改正 平成7年10月26日

## 福岡県飯塚農林事務所管内における入会林野整備について

福岡県飯塚農林事務所林務課 内藤 芳 樹

### 1 地域の概況

本地域は下図のように福岡県の中央部に位置し、筑豊地区と呼ばれる旧産炭地で、盆地状の地形を成し、その中央部を百万都市を有する北九州方面に向かって遠賀川が流れている。25の市町村からなり、昭和30年代のエネルギー革命により、地域の基幹産業が失われた後、各市町村はそれぞれの地域性を生か

し、企業誘致、観光開発、農林業の活性化等さまざまな形で地域の発展を模索してきた。

管内の森林面積は52,897ha、森林率は54%と県平均の45%を上回っているものの、県南の甘木、筑後地域に比べ、概して林業に対する関心は低く、林務専任の担当者、森林組合を有する市町村は全体の1/3にも満たない。一方、森林の有する公益性については下流に大都市圏を抱えているうえ、最近の水需要の逼迫等もあって、一段とその重要性と関心は高まりつつある。

図-1 位置図



### 2 管内の入会林野の現状

入会林野の総数は整備済みも含め8,456haで管内の私有林面積の2割近くを占め、表-1のように量、割合とも他の農林管内を大きく上回っている。また21市町村にあり、管内全域に広く分布しており、地域の林業振興にとってその活用が大きなウエイトをしめると言っても過言ではない。

表-1 福岡県の入会林野等の集団数及び面積

単位：ha

農林区分	私有林面積 a	入会林野総数 b			整備済 c		身整備 b-c	
		地区	面積	割合	地区	面積	地区	面積
筑 後	36,008	46	1,557	4%	1	25	245	1,532
甘 木	26,864	55	2,086	8%	20	741	35	1,345
福 岡	41,481	151	5,847	14%	18	888	133	4,959
飯 塚	46,504	126	8,456	18%	43	2,456	83	6,000
八 幡	18,775	13	1,738	9%	8	414	5	1,324
行 橋	28,238	55	1,812	6%	9	299	46	1,513
計	197,870	446	21,496	11%	99	4,823	347	16,673

(注) 入会林野総数欄の割合は私有林面積に対する率である。

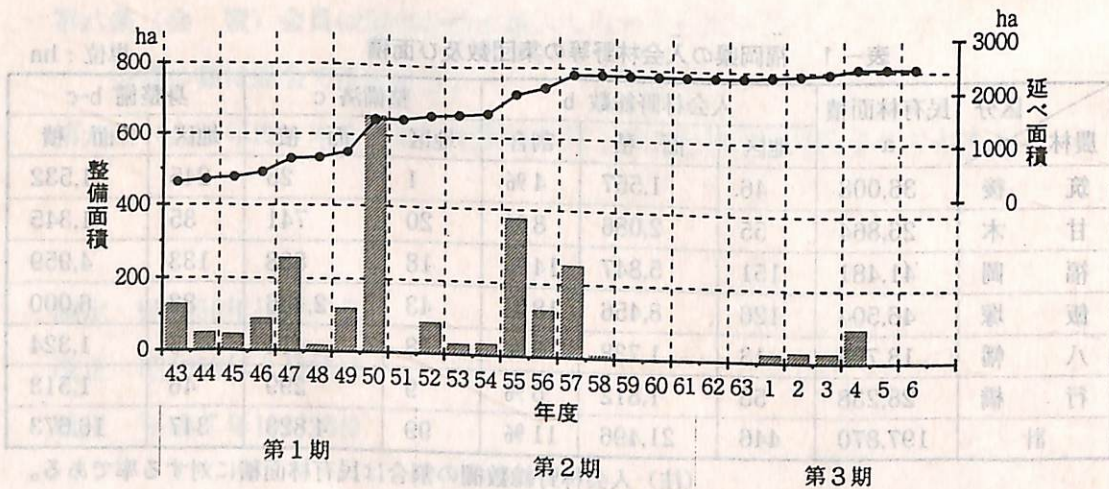


表-2 市町村別入会林野整備実績

市町村	件数	面積 ha	比率
直方市	1	30	1
若宮町	1	43	2
穂波町	1	57	2
筑穂町	8	687	28
桂川町	2	52	2
碓井町	1	32	1
嘉穂町	19	1,105	45
庄内町	1	63	3
添田町	9	387	16
計	43	2,456	100

一方、入会林野整備は表-2のように9市町村で実績があるにすぎず、その中でも整備の進捗には非常にばらつきが多い。このような整備が進んでいる市町村は概して森林面積が多く、森林・林業に関心の高い市町村である。いわゆる農山村といわれる地域が多く、都市化の波を受けず、入会権者の流動化も少ない。行政側も体制が充実し、県、市町村等の連携も密であったと考えられる。

図-2 入会林野整備の年度別進捗状況



また、年度別の進捗状況を見ると、図-2のように整備実績が第1期(S42~S51)、第2期(S53~S61)と順調に伸びてきたのに対し、第3期(S62~H8)に入ると整備が進まない状況になっていることが窺える。(別添附表-2参照)

平成4年度に実施されたアンケート調査(別添附表-2参照)によれば未整備の対象地区のうち、「今後整備したい」と回答した地区は全体の15%にすぎず、「今のまま」でとの回答が大半を占めた。しかも、「すでに有効利用されている」こと等から積極的に現状を容認するものが、全員の同意、経費の捻出、整備後の経営といった問題から整備の意義は感じて「今のままでやむを得ない」と考えるものより、上回っている。また、当時整備に着手中と答えた地区のうち、整備が完了または完了しつつある地区が1地区づつある以外は整備が進んでいないものがほとんどである。このように入会林野整備が現状では壁に突き当たりつつあることが感じられる。

### 3 入会林野整備における問題点

入会林野整備を考えると、まず念頭に置くべきことは入会権者の意志であろう。基本的に入会林野を整備したいという意志があるが、諸々の問題により整備できない場合と入会林野という現状を積極的に肯定している場合についてはそれぞれ問題点を分けて考える必要があると思われる。

前者の場合、その理由の多くはまず全員の同意が得られないことであるが、たとえそこがクリアされたとしても、その後の事務処理が難しく整備に専任できる人が見つからないとか、整備のための経費が捻出できないといった理由で先に進まない例も多く見られる。

この点については、地元サイドで積極的に調整役、推進役を果たすようなリーダー的人物の存在がなによりも必要であるが、行政側においても事務処理の指導、サポートを積極的に行う担当者の存在が欠かせないと思われる。行政側はまず地元に入会権の意味を理解させることから始めなければならない。また地元にはこのような権利関係を整理する事務処理ができる人物もおらず、また事務を専門家に委託するような資金もないのが現状である。となれば実質的に行政側が事務処理の一部を代行するとか、登記簿、印鑑証明等の書類について職権でとるといった一歩踏み込んだ対応が必要となる。しかしながら、林務専任の担当者を置いている市町村ならまだしも、管内には農政との兼務等が多く、入会林野に専念できるような余裕も予算もない市町村が大半である。そのうえ、当然、諸条件から整備しやすい入会林野から整備が完了してきた現状を考えれば、今後の整備の推進はますます困難となることが予想される。さらに、ある程度整備が推進しても、当事者間の

権利関係の調整や一部の入会権者の都合により、途中で整備を断念する例もある。このような場合、地元も行政側も意欲をなくし、その地域の入会林野整備全体が停滞してしまうことが多い。また、後述するような整備後の経営の問題も、今後の入会林野整備に大きな障害となっている。

後者の場合、入会林野が林業等に有効活用されているのであれば、取り立てて問題はないのかもしれないが、現在の林業を取り巻く情勢を考えれば疑問点が残る。人工林があるから一応有効利用されているといった消極的な活用しかされていないのが現状ではないだろうか。入会林野においても、一般の林野と同様に、都市化や世代交代で、森林所有者のサラリーマン化が進むなか、現時点でたとえ厳格な規約があり、財産的な管理が行き届いていたとしても、将来的にそれが保証されるとは言い難い気がする。地域のなかで入会林野に対する関心が薄れ、地域の繋がりも希薄になっていけば、林野が荒れるばかりでなく、何らかの理由で入会林野の権利関係を整理しようとしても、どうしようもないといった状況に陥ることが懸念される。

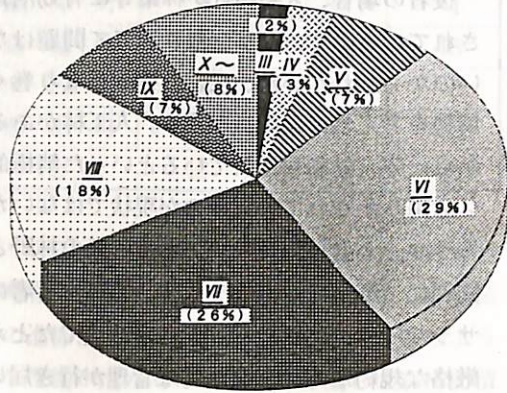
### 4 入会林野整備後の問題点

管内の整備認可済み件数は43件でこのうち15件については生産森林組合を設立し、共同経営を行っており、残りはほとんど個人分割等による個別経営である。管内には18の生産森林組合があり、入会整備関連以外で設立されたものはわずか3組合である。平成5年度現在、この15の生産森林組合の保有森林面積総数は598ha、組合員総数は1,115人で、1人当たり森林面積は0.5haと小規模零細であり、このうち78%、469haが所有林で、残りは県営林や森林開発公団の分収林である。



資源状況は78%、468haが人工林で、森林簿(平成3年度編成)から抽出可能な8組合の年齢配置を見ると図-3のように6~8年齢級が全体の73%を占め、伐期に入りつつある林分が非常に多い反面、1・2年齢級はなく、近年新植がほとんど行われていないことがわかる。

図-3 人工林の年齢配置



つぎに過去9年間の経営状況について、森林組合統計資料を取りまとめてみると表-4及び表-5のようになる。森林施業の状況については表-4のように、合計で新植が4ha、除間伐等の保育が490haで、1組合当年間

表-4 損益計算書(15の生産森林組合の合計)

単位:千円

年度	組合数	収益	費用	事業純利益	事業管理費	事業外損益	経常利益	特別損益	法人税等	当期剰余金
60	12	2,030	2,818	-788	6,623	3,795	-3,616	611	0	-3,005
61	12	1,424	2,696	-1,272	5,956	5,074	-2,154	2,618	200	264
62	12	340	699	-359	4,340	3,398	-1,301	0	0	-1,301
63	12	831	1,172	-341	19,379	66,947	47,227	5,834	152	52,909
1	13	611	0	611	11,999	10,418	-970	173	0	-797
2	14	2,935	4,084	-1,149	10,188	14,894	3,557	150,386	55,700	98,243
3	14	425	1,473	-1,048	11,715	13,092	329	40,123	12,768	27,684
4	15	0	3,402	-3,402	10,983	-7,298	-21,683	135,440	52,680	61,077
5	15	582	3,516	-2,934	9,423	-29,162	-41,519	40,294	12,515	-13,740
計	119	9,178	19,860	-10,682	90,606	81,158	-20,130	375,429	134,015	221,334
1組合年平均		77	167	-90	761	682	-169	3,155	1,126	1,860

表-3 森林施業の状況 単位:ha

年度	60	61	62	63	1	2	3	4	5	計
組合数	12	12	12	12	13	14	14	15	15	119
新植				1	1		1	1		4
保育	59	67	47	73	36	53	48	51	56	490

に新植が約0.03ha、保育が約4ha実施されていることになる。1組合当りの人工林面積が約31haであることから、保育については十分ではないかもしれないが、平均的な量ではないかと思われる。

各組合の財政面に目をうつすと、表-5のように立木、木材等の販売による収益は1組合年平均77千円しかなく、これに対する費用は167千円と赤字で、県税、市町村税を含めた事業管理費761千円を考えると非常に苦しい状況であることがわかる。道路、公共施設等用地としての土地売却益、補償金等によって、事業外損益、特別損益がかなり膨らみ、最終的な当期剰余金は全体で黒字となっているが、約半数の7組合が9年間の合計で赤字である。このような場合、預金等を削るか、

さもなくば、構成員が同じ区の会計から借金する形で、かろうじて組合を存続させているような状況である。資源が充実しつつあるというものの、材価の低迷が続くなか、今後の経営には非常に不安を残している。(別添附表-3参照)

一方、個別経営についてはその実態をつかむことは困難であるが、林地の流動化が進み、3分の1が既に地区外の所有になっているとの声も聞く。このような地区では地域の森林が荒廃し、公益的機能が低下するという危惧を持っているものも少なくない。このように入会林野の整備により近代的所有権が確立したものの、地域の森林の有効利用や環境保全が必ずしも十分図られているか疑問の残るところである。

### 5 入会林野の積極的な活用について

入会林野の中で現状を積極的に肯定する地区の例を挙げてみる。赤村の上赤共有林組合は約500haの森林を有し、組合自体の経営する区域と上赤区の中の「講中」とよばれる組や個人に貸与している区域に分かれている。森林簿によれば上赤共有組合有の森林が約170haで10組の「講中」有の森林が約185haあり、残りが個人有と考えられる。組合有の

森林は特殊制度により、当初、地域の入会権者154名に1世帯1株の原則から154株が分配された。現在は、規約により、地区外転出者は権利を失うため、137名に減っている。転出の際は個人間の株の売買も許されているが、組合が1株30万円で買い上げる場合も多いようである。組合有の森林の人工林率は約60%で、その約8割がスギ、ヒノキで残りはクヌギである。図-4のようにスギ、ヒノキは3年齢級以下はなく、7年齢級以上が7割以上を占めている。森林簿の経過年数を考えれば、そのほとんどが現在、伐期に達していることがわかる。山の手入れについては、実績はわからないが、毎年3日ぐらいずつ各世帯から1名参加して間伐等が行われているとのことで、人工林の整備はかなり行き届いているようである。収益についてはまだ主伐は少ないが、収入間伐やクヌギ原木により定期的に収益をあげており、持ち株に応じて、配当金が支払われている。また、事業収益が無くても、講中や個人への借地料(「地代米代」という)が1反当たり500円で、毎年109万円の収入となるため、役員報酬や固定資産税等の固定的な管理費支払があっても十分運営できるようである。

講中有の森林についても、積極的に管理さ

図-4 組合有の人工林の年齢配置

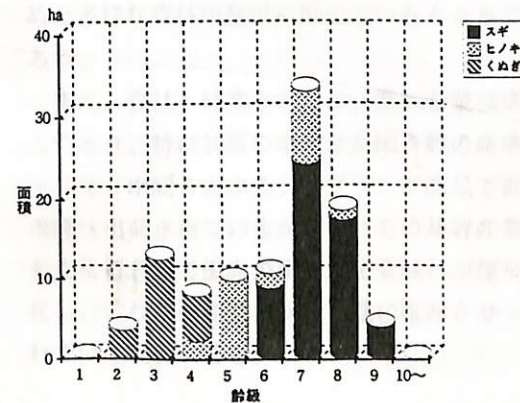
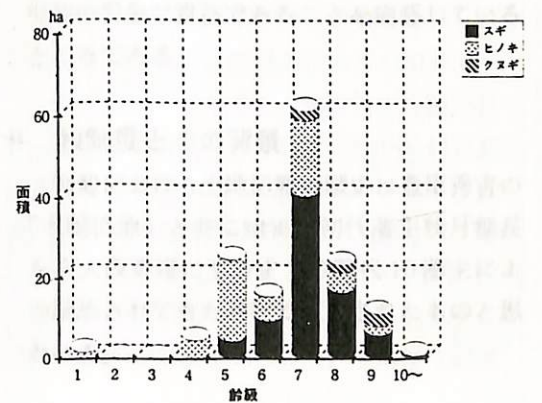


図-5 講中有の人工林の年齢配置





れているようで、図-5のように、人工林の年齢も高いため、今後、主伐収入が期待できる。

過去に入会林野の整備についても打診があったようであるが、整備するよりも現在のままのほうが売却等による森林の流動化や開発を防止できるうえ、地域の連帯感を保つためにも有効であるというのが組合員の総意である。また規約や組織もしっかりとしているので、将来的な不安もないというように現状のままの入会林野を積極的に肯定し、活用しようという意気込みが感じられる。

## 6 むすび

入会林野等の近代化法は「入会林野等の土地の係る権利関係の近代化を助長し、農林業経営の健全な発展に資すること」を目的としているが、上記の上赤共有組合のように現状を積極的に肯定する地区もある。しかしながら、アンケート調査の「既に有効利用されており、現状のままでよい」と答えた地区がすべて上赤のように積極的に管理され、しっかりした組織があって、将来的な不安も感じていないかどうか、はなはだ疑問が残るところである。農林業が不振にあえぎ、所有者の森

林への関心が薄れつつある現在、権利者の意向は尊重すべきものの、やはり入会林野の整備により近代的権利関係を確立し、農林業の振興を図っていくことはまだまだ必要であると思われる。今後整備を進めるにあたって行政サイドに必要なことは以下のような点であると考えられる。

- ① 現状を容認する地区にあっては運営状況の把握と指導
  - ② 整備する意志のある地区（「現状のままやむを得ない」と考える地区も含め）については入会林野整備に対する指導と援助（現在の体制では非常に困難なところが多い。）
  - ③ 法人税の減免等生産森林組合に対する救済策（整備後の経営に対する不安の解消）
  - ④ 個別経営の実態把握
- 入会林野の整備は現状を容認する場合も含め、それぞれの地区によりその実態に即したきめ細やかな指導と援助が必要であると思われる。しかしながらそのためには行政側の体制の充実が是非必要であり、いわゆる「腰を据えて」かからなければ整備は進まないと考えられる。

## (まき) 牧 制度と入会林野整備

宮崎県串間市役所 河野 日出男

### I 串間市の概況

串間市は、宮崎県の最南端に位置し、東南部は77kmに及ぶ変化に富んだ海岸線（日南海岸国定公園）と、鹿児島県に接する西北部の比較的丘陵な森林地帯に囲まれた風光明媚な田園都市である。

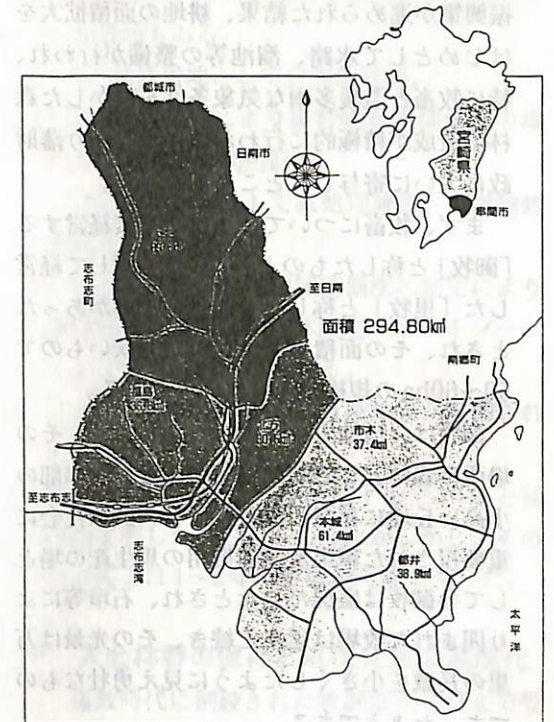
この恵まれた自然条件を生かし農林水産業の振興と、野生馬で有名な「都井岬」や文化猿の生息する「幸島」などの観光資源の開発を図りながら、地域住民の福祉の向上に努め住み良い郷土づくりを目指しているところである。

市の面積は29,480haで76%に当たる、22,543haが森林に覆われ、その内訳は国有林が8,833ha（40%）民有林は13,710ha（60%）となっている。

民有林については、県平均をはるかに上回る80%の人工林率に達しておりそのほとんどが地元「飼肥杉」の除間伐を要する造林地である。

今後これらの森林資源の充実と国産材の価格競争時代を乗り切るために、除間伐の徹底や低コスト林業を推進し、複層林造成等を含めた多様な森林の整備に努めているところである。

また、森林・林業とともに、農水産業は盛んであり、特に甘藷の生産は全国有数の産地として「串間ことぶき」のブランド商品で都市圏へ出荷されているが、今日その基幹産業を支える若年労働者の農林水産業離れが深刻化し、これらの産業の存続危機に直面させられている現状にある。



このような状況の中で、旧来から永々と先人達により築き上げられてきた「慣習」を守り続けることの困難さと、地域活性化を図る上での農林地の高度利用の在り方等を模索し、今後みどり豊かな郷土を次世代に引き継がせるための施策を早急に構築させることが行政の緊急な責務であることを痛感しているところである。

### II 牧制度とその背景

当地における土地形態の歴史は豊臣秀吉の「太閤検地」と共に始まり初代藩主秋月種長から大政奉還に至るまでの歴代10藩主により統治されてきた過程で確立されたものと思われる。



「牧」制度は藩政時代に殖産事業の一環として奨励され、形態により牛牧との馬牧の二つに区別され経営されていたようで、当初は小規模なものであったが、その後農畜産業の振興策が進められた結果、耕地の面積拡大をはじめとして水路、溜池等の整備が行われ、特に牧畜と温暖多雨な気象条件を生かした森林の造成が積極的に行われるようになり藩財政に大いに寄与したところであった。

まず、牧畜については、藩が直接経営する「御牧」と称したものと、農民が共同して経営した「里牧」と称した2種類の牧場があったとされ、その面積は1,000haから狭いもので50~60haの規模であったようである。

御牧は、当地方に7牧あったとされ、その場所は森林として利用価値の少ない海岸部の小高い丘地に存在しており、特に武家社会に重要視された軍馬及び運搬用の馬生産の場として各御牧は盛況だったとされ、石垣等により囲まれた牧場は延々と続き、その光景は万里の長城を小さくしたように見え勇壮なものであったようである。

里牧は藩の8郷に散在しその数は各村の80有余に及んだとされ、生産規模は馬7,000等牛1,000等に達し非常に盛況であったことが伺い知られる。

この経営形態をそのまま存続されているのが在来馬の放牧地として全国的に知られている「都井御崎牧」である。

当該地は串間市の南端に位置し、東南部は日向灘と志布志湾に突き出した半島でその面積は約600haに及び、秋月藩の御用牧として利用されていたが明治7年に地区民155名に払下げられ、その実測面積は504町4反1畝21歩とされている。

その後、大正12年と昭和48年ごろに牧売却論が展開されたことがあるが、当地は昭和

28年に特別文化財、昭和30年に国定公園に指定され今日に至っている。現在は都井御崎牧組合104名の手によって野生馬の生態系を考慮した環境保全のための森林造成がなされている。

植林についても藩で直営する「御用山」と、農民が原野に挿木する「部一山」に区分され、当時の藩財政の支えとなり住民の生活を大きく潤したようである。部一山は住民が無立木に挿木することに始まり10~15年位経過した後、山改と称する実施調査が行われ、杉台帳に登録され、仕付人に「杉証文」が交付されたことにより始めて所有権が認められ、今日の部分林制度の始まりとなったものである。

### III 廃藩置県後の土地の変遷

旧藩よりの土地は地租改正により官民区分が明確化されてきたが、明治14年の農商務省が設置されたことで宮崎県南部は官民林境界調査が実施され、山林と里牧が不当に官有地に編入された。

部分林及び里牧の官有地への編入の事実には、その後明治36年地元民930余名により農商務省大臣を相手に行政訴訟が起こされ、明治43年遂に勝訴し被害地の半分を取り戻すことができた歴史的な事実が存在している。

このことが当地方の歴史に残る里牧下戻し事件の1回目で、その後昭和32年に2回目の差戻し行政訴訟が行われた経緯があるが、これは最高裁判決により敗訴したため、現在これらの土地は国有林として施業管理されている。

このように、明治政府の誕生とともに当市の里牧においては、法制定により複雑な権利関係など様々な問題が発生しその取扱いについて苦慮していたようである。

### IV 近代化法の活用

牧場や里山の利用形態も明治、大正を経て、薪、萱の採種の間から戦後の拡大造林とともに林産物生産の場として大きく変化してきたところである。

このように森林としての本来の機能を有するようになった入会林野は、個人分割利用と団体直轄の利用が盛んに行われてきたが、昭和41年の「入会林野近代化法」の制定に伴い、当市においては藩政時代の慣習により継承されてきた土地制度も権利関係の改善が望まれるようになり、昭和48年度から県の指導により整備に着手したところである。以上のように今日まで整備された箇所は23件面積にして、477haに及んでいるところである。

当市の入会林野は小面積が年次的に整備されており、その整備された地域は集落周辺の里山が多く、そのほとんどが森林として施業されており、今回権利関係が整備されたことで育林意欲が一段と向上し今後の森林、林業の活性化が特に期待できるものである。

一方、5、20、21番にみられるように農用地として利用され地域農業の活性化に資し、その成果を十分発揮している事例もある。また、整備地域の一部として次のような高度利用が図られ、今後多面的な活用が期待されている箇所もある。

- 4、公共用地としての利用計画。
  - 9、温泉発掘により後背地が保健保養の場として森林総合利用計画。
  - 12、公共施設として尿処理施設、可燃物処理場として利用。
  - 15、16、総合保養地域整備法の制定により指定地域内が農林漁業体験型リゾートゾーンとして活用計画されている。
  - 19、既設用水路敷の所有権移転が整備された。
- なお、23番のように整備完了まで10年と長時間を要したところもあったがしかし、そのほとんどは1~2年で整備が可能であった。

### V 入会林野の保存と近代化法の高度化

藩政時代に創設された牧制度が今日まで受

串間市の入会林野整備状況

番号	年度	地区名	面積	活用方法	番号	年度	地区名	面積	活用方法
1	S48	広野	31ha	造林地	13	S55	鯛取	7ha	造林地
2	50	中原	15	〃	14	〃	上相手木	12	〃
3	51	大坪	27	〃	15	56	港	25	〃
4	〃	高則	37	〃	16	57	千野	15	〃
5	52	三幸ヶ野	45	農地	17	〃	本西方	11	〃
6	〃	堂園	38	造林地	18	58	桂原	11	〃
7	〃	園田	6	造林地	19	60	真萱	12	〃
8	〃	口広	21	〃	20	H2	三幸ヶ野	4	農地
9	〃	中園	30	〃	21	4	石木田	13	〃
10	〃	秋山	1	〃	22	5	白坂	10	造林地
11	〃	一氏	31	〃	23	6	大重野	50	〃
12	54	塩ヶ原	25	〃	24		屋治	20	H7年度完了予定



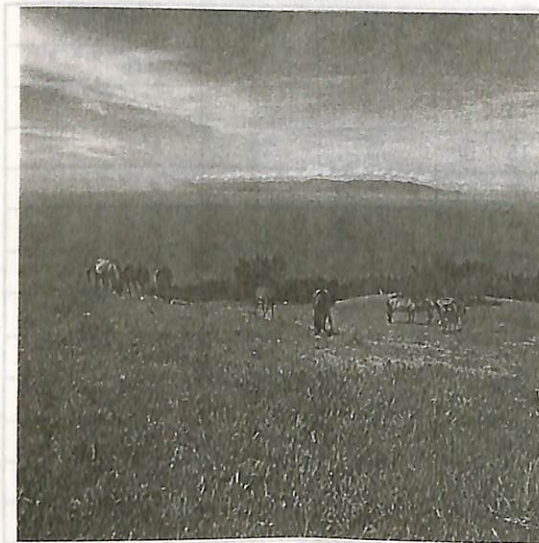
継がれていることは、先の「都井御崎牧」で紹介したところであるが、法の制限や権利関係の複雑化等が結果的には開発の歯止めになっており、この雄大な自然を守りつづけることがこの牧場＝入会林野の積極的保存に結びついているものと思われる。

この「都井御崎牧」の存続を考える時今後は自然保護と森林レクリエーションの観点からも入会地全体の公有化が必要になるかもしれないと考えるところである。

近年、地球的規模での環境悪化が叫ばれる中、国土の保全や環境保全がようやく国民の関心事項となってきたところであるが、現実を直視すると、森林林業に関しては単なる山村の問題としてしか受けとられていないように思われてならない。

私の住んでいる串間市においては、「豊かな漁場は豊かな森林に育てられる」という考えのもとに、漁民の目をこれまでの海だけでなく、新しく山に向けてもらうため、平成7年5月10日に全国で初めての事例である漁業

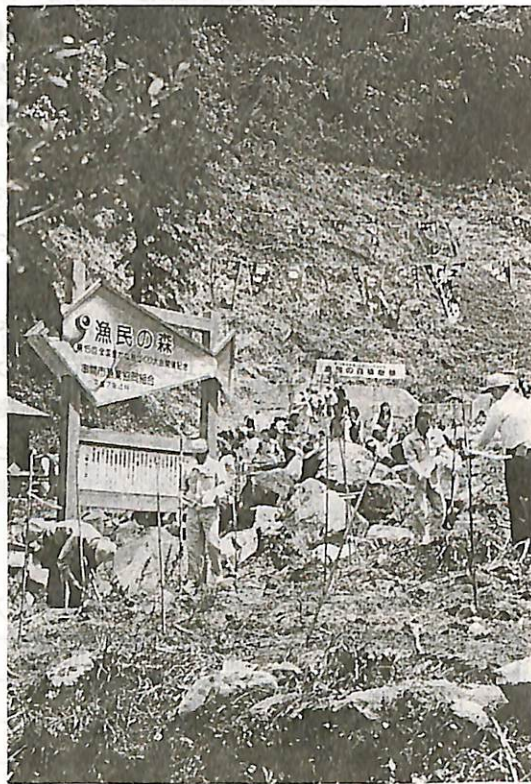
自然のまま、おおらかに一生をおくる  
都井の野生馬



協同組合関係者による「漁民の森」づくりが、国有林（旧来は、住民が里牧として活用した場所）の分収造林制度を活用し実施されたところである。

また、今年11月12日は、天皇皇后両陛下のご臨席のもと隣の日南市で「第15回全国豊かな海づくり大会」が開催されることもあり、

「漁民の森」植樹風景



概要

面積：3.2ha  
 事業費：2,600千円  
 H7年度：1.5ha  
     イチイガシ外11種類  
     4,500本  
 H8年度：1.7ha  
     イヌマキ外4種類  
     3,500本

これを契機に「漁民の森」を広く理解してもらい、今後は、さらに全国的に川上・川下の交流が展開され森林・林業への理解が得られることを願っているところである。

林業を取り巻く厳しい情勢の中でややもすれば森林所有者の経営意欲も薄れる今日、地球的規模での環境財としての森林の活用を異業種の人々の参画を得たこの「漁民の森」を足掛かりとして、分収林制度を入会地に積極

的に取り入れ新たな森林・林業の活性化を推進していきたいと決意を燃やしているところである。

入会林野整備近代化法の制定からやがて30年を迎えようとしている今日農山村を取り巻く情勢は大きく変貌しており、今後の入会林野の整備を推進させるためにも現実に直視した新たな法の高度な改革を早急に期待したい。





# 入会林野に対する今後の取組みについて

愛媛県林業振興課 向井 忠彦

## 1 全国でみる今までの取組み

入会林野は、その利用が旧来の慣習に制約されていると考えられ、この権利の近代化が要請されたため、法制定に至った。

この「入会林野等に係る権利関係の助長に関する法律」いわゆる入会林野近代化法が施行されて185万ヘクタールあった入会林野のうち平成6年度末までに54万ヘクタール余り

が近代化法により整備され、また、自主整備等により29万ヘクタール余りが整備され現在に至っている。

なお、全国における第1期から第3期までの整備の状況は次のとおりである。下記のとおり状況であり、整備済み入会林野等の1人当たりの経営面積は1.3ヘクタールという小規模である。

### 第1期 入会林野等整備促進事業 (S42~S51)

10ha以上の入会林野等の80%を目標

目標 (ha)	着手 (ha)	登記完了 (ha)	自主整備 (ha)	達成率 (%)
1,458,000	524,411	320,393	274,571	40.8

### 第2期 入会林野等高度利用促進対策事業 (S52~S61)

第1期に引き続き未整備の80%を目標

目標 (ha)	着手 (ha)	登記完了 (ha)	自主整備 (ha)	達成率 (%)
786,800	217,768	182,982	12,515	24.8

### 第3期 入会資源総合活用促進対策事業 (S62~H8)

第2期終了時の未整備の50%を重点化対象地

目標 (ha)	着手 (ha)	登記完了 (ha)	自主整備 (ha)	達成率 (%)
400,000	35,431	42,204	0	10.6

## 2 愛媛県における取組みと現状

本県においても近代化法が施行されてから入会権者の要請に応え積極的に整備に取り組んできた。

整備の着手・完了の実績については第1期から第3期までに分けると次のとおりである。

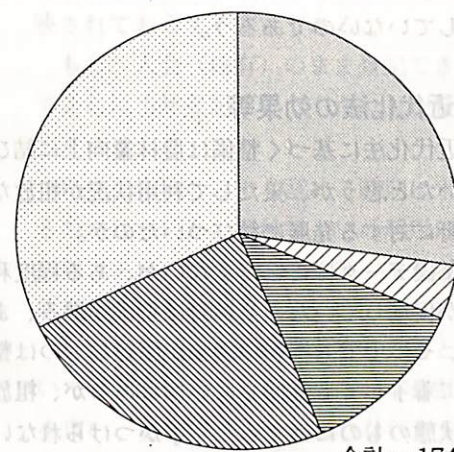
計画期	整備着手		整備完了	
	件数	面積 (ha)	件数	面積 (ha)
第1期	74	4,469	57	2,614
第2期	26	1,741	24	1,757
第3期	14	212	16	412
計	114	6,422	97	4,783

整備完了における計画期ごとの経営形態は次のとおりである。

計画期	生 森		共 有		個 人		個人・共有		公益法人	
	件数	面積	件数	面積	件数	面積	件数	面積	件数	面積
第1期	41	1,807	9	599	4	110	3	98	-	-
第2期	15	816	1	20	5	594	2	322	1	5
第3期	2	36	4	9	8	325	2	42	-	-
計	58	2,659	14	628	17	1,029	7	462	1	5

注 件数は整備件数で、生森設立件数ではない。

愛媛県入会林野整備の実態



合計 = 17407

	総面積	%
整備完了	4,783	27.5
整備可能	717	4.1
整備希望	2,150	12.4
整備困難	4,133	23.7
整備不要	5,624	32.3

単位：ha

(入会林野等内訳)

本県の入会林野面積	17,407ha
着手面積	6,422ha
うち整備完了済	4,783ha
未着手面積	10,985ha
未整備計	12,624ha
	(11,985+6,422-4,783)
	【うち10ha未満の入会林野/309ha】
進捗率	27.5%

整備対象地の入会権者総数は7,144名で、1名当たりの面積は0.7ヘクタールと全国平均よりも小規模で経営規模は小さい。

なお、生産森林組合の設立は、整備件数に対して第1期では72パーセント、第2期では62.5パーセントであったものが、今期は12.5パーセントと減少している。

また、設立された組合の現在の状況は、ほとんどの組合において活動が停滞しており、解散を希望している組合もある。

これは、整備後の受け皿のみで設立されたためこのような状況を招いていると推定している。

本県の入会林野等面積は、法制定時で2万2千ヘクタールとしているが、この数値の根拠は不明で、現在把握している総面積・実態は左記の表のとおりである。

この法制定時との差は、入会地ではなく共有地であったケースや入会権が消滅したものなどであると推定される。

なお、本県における整備可能面積は、未整備面積の5.7パーセント、717ヘクタール程度であり、この他に整備希望面積が17パーセント、2,150ヘクタールあるが、整備後の経営形態が確定し難しく整備は進まないと思われる。

このように、本県の整備は第3期では大幅に着手・完了とも減少しているうえにこのような状況であるため、今後整備に関しては大



大きく進展することはなく、概ね整備に関しては終結に向かいつつあるとも言えるのではないかと感じている。

### 3 全国の現状

本年度の全国担当者会議で報告された、整備が完了していない入会林野等は約100万ヘクタールであった。

そのうち、入会集団に対するアンケートの回答結果による実態によると、整備が必要とされている面積は、整備着手中を含め13万4千ヘクタールであり、整備不要とされているものは46万3千ヘクタールであった。

これにより、全国においても未整備入会林野に対し、整備必要とされているものは13パーセント余りであることがわかった。

### 4 整備が進まない問題点

全国担当者会や西日本入会関係ブロック会議において、整備が進まない理由で、挙げられているものとして

①確認書の徴収困難（共有名義の入会林野で世代交代が進み、その結果、離村した登記名義人が所有権を主張している等）

②手続書類が複雑

（この問題については、従前から手続書類は何ら変わっておらず問題ではないと思われる）

③入会集団にリーダーがいない・市町村の協力体制の問題

（特に入会整備をスムーズに進めるためには市町村職員の協力が不可欠であるが、現実問題として他の業務が手一杯で入会整備の支援に手が回らない状況にある。）

④生産森林組合の税金・従事義務の問題（地方公共団体独自の減免措置や従事義務・分収契約できる面積の拡大等が可能にできないか等）

⑤個人分割に係る測量費用の捻出困難（個人分割を希望する集団が増えているが、測量費の捻出が困難で国土調査を待って着手しようとしているケースもある）

などが挙げられているが、最大の要因は林業不振によるものであり、その他の要因については解決したとしても大きく整備が伸展するとは考えられないと思われる。

特に、生産森林組合を整備後の経営形態としていたケースが多かったのが、生産森林組合の設立が困難になっているため、整備が伸展していないのであろう。

### 5 近代化法の効果等

近代化法に基づく整備は農林業向上に結び付いたと思うが、果たして利用状況が粗放な林野に対する発展に結びついたのか。

基礎データはまったくないが、ある程度利用が促進していた入会林野は整備が進み、また、その中でも権利の調整が困難なものは整備に着手しても進展しない例はあるが、粗放な状態のものにはまったく手がつけられないのではないかと感じられる。

### 6 今後の行政の取組みと課題

整備が必要であるか否かは賛否があろうと思われるが、現在まではあくまでも入会集団の意思を尊重した上で積極的に整備を推進してきた。

入会権は財産権であり、守られる権利・守る義務がある。

今後の対応を次のとおり検討してみた。

(1) 整備について

今後の取組みとして、果たして入会林野整備を今後推進する必要があるか否かが大きな問題である。

ただ、前述でもふれたとおり、要整備面積が激減している事実から、現行では整備

を推進しようにも整備は大きく進展しないであろう。

そこで、現在、入会林野に対する関心は、森林活用から財産としての山林に変化していると思われるが、放置（行政等の指導・援助をせず）して入会権が自然（人為的でなく一例として林野に対する入会集団の統制がなくなった場合）に消滅し、登記に対抗できないような事態に陥るより所有権のみでも確立した方がベターではないか。

入会権は強固な権利ではあるが登記に反映されておらず不安定である。

もし、入会（総有）のまま登記できるのであれば当然登記だけでもだれもが賛成するだろう。

時代は権利のみでも認める時期に来ているのではないか。農林業上での活用は現在困難であり、将来の為の体制づくりとして所有権のみの確立でもよいのではないか。

なお、整備後の形態は共有であるという点と問題はあろうと思うが、不分割特約を用い、更新は困難かもしれないが5年ごとに更新する方法もある。

林業としての活用については次のような方法を想定してみた。

面積が広大な場合、みずから造林するのではなく、地方公共団体と分収契約を締結する。

その山林を地方公共団体は試験林として活用する。

試験の内容は、本県に「第13回朝日森林文化賞を受賞した住友の森エコシステム」という保続林業の考えのもと生態系や景観・土地の保全に配慮したシステムがあるが、このようなシステムの試験林として活用し、他に波及させることを目的とする。

(2) 近代化法によらない方策

この研究会でもよく議論される「委任の

終了」という登記原因にも着手して見た。

しかし、本県では登記名義人や相続人多数の例が多く、「委任の終了」を用いた対策を図ることは困難である。

整備をしないケースで、相続人少数の場合は非常に有効な手段であると思われる。

(3) 入会権の保存

従前どおり整備ができないものはできるだけ整備をし、できないものについて現在はノータッチである。

入会権の保存を検討していくことがよいのではないか。

次のとおり例を挙げた。

ア 保全事業

第14回の大会で、大分県の方から入会保全整備事業の提案があった。

これは、入会権保全承認を県が行うもので、添付書類は入会整備と類似しており、入会権として残したい場合、この案には賛成である。

ただ、確認書の徴収が可能なら入会整備を行うであろう。

また、確認書が取れなければ県としては承認しがたい。

イ 入会慣行の明文化

入会慣行が明文化されていない集団が多いため、入会慣行を明文化する。

明文化することにより構成員に再度入会権について認識を与えるのではないか。

### 7 おわりに

今回の問題提起は、方策の提案というよりは、参加者皆さんへの問いかけというものにさせていただいた。

この研究会は、入会林野に関する理論的・実証的研究が目的であるが、行政関係者の方も多いので、このような内容で終結したことをお断りしたい。



## 入会権を原点から考える

西南学院大学名誉教授 中尾 英俊

いわゆる入会林野近代化法が施行されてからまもなく30年を迎えようとしており、この法律にもとづく整備事業もいまこれを検討する時期に来ているように思われる。今後入会林野をどうするか的前提として入会権というものを原点から考えてみたい。

入会権については民法の物件篇の所有権の章に一条「共有ノ性質ヲ有スル入会権ニ付テハ各地方ノ慣習ニ従フ外本節（共有）ノ規定ヲ適用ス」（263条）と規定されているほか地役権の章にも一条「共有ノ性質ヲ有セザル入会権」を認め、同様に各地方の慣習に従うほか地役権の規定を準用する（294条）という規定があるだけである。このほか入会権に関係ある規定は、入会近代化法を除けば地方自治法238条の6（いわゆる旧慣使用权）と林業基本法12条だけである。

現民法は明治31年に施行されたが、それ以前に明治22年に公布され26年から施行されるはずの民法（いわゆる旧民法）典があった。しかしこれは家族に関する規定が（当時としては）個人主義的であること、小作人の権利が（同様に）強すぎることを理由に施行されなかった。

そこで法典の起草を行った法典調査会では「共有カ入会権ノ性質を有スルトキハ各地方ノ慣習ニ従フ」という一条のみ提出した。これに対して、第一に、すでに町村制90条（いわゆる旧慣使用权）に規定がおかれているからこの条文は不要である、第二に、これだけの条文では不十分不親切であるから本条を削除してもっと詳細な規

定をおくべきだ、という二つの削除意見が主張された。第一の意見に対しては入会地には町村制に関係のない土地もあるから、という理由で、第二の意見に対しては、代案を出すことが時間的に無理であること、仮にこの条文が削除されたが、入会が「共有テ何時テモ分割スルコトカ出来ル」ので大変なことになるという理由で、結局削除意見は採用されなかった。ただ原案の表現が現行法のように修正され、また入会には共有でない場合（他村入会の場合）もあるという理由で別に地役権の章に一条規定がおかれた。

この入会における共有とは分割請求も持分譲渡の自由も認められない集団的共有すなわち総有であって、民法一般の、分割請求も持分譲渡も認められる個人的共有とは性格を異にする。このように民法は個人主義に立脚しているため集団的共有＝総有を詳細に規定することには無理があったので、総有をそのままのかたちで認めたのである。すなわち、民法263条、294条は総有にかんする規定なのである。

民法制定当時、入会林野のほとんどが採草採薪の用に供されていた。それが経済の発展に伴い植林あるいは牧野造成のために使用されてきたが、これらの事実から、入会権を、村落の住民が集団的に林野等で天然産物を採取する権利である、とかあるいは土地を主に農林業用に使用する権利である、と定義する解説書類が少なくないが、これは明らかに誤りであり、かつこのような見解が入会地に種々の混乱を引き起している。

まず、入会権がそのような権利であるとは法

律の条文上、どこにも規定がない。ただあるのは「各地方の慣習に従う」という規定だけである。しかも、共有の性質を有する入会権は、土地の共同所有（総有）権であって、土地を使用する権利ではない。共有の性質を有しない入会権は他人の土地を使用する権利であるが、その利用について民法は何も規定していない。民法の用益物権である地上権、永小作権についてはその使用の目的、存続期間やその性格について具体的に規定しているけれども入会権については、くりかえし述べるように「各地方の慣習に従う」というだけである。なおこの「各地方の慣習に従う」という意味は、入会権について紛争を生じたときはそれぞれの地方（入会集団）の慣習（＝規範）にもとづいて解決せよという意味であって、入会権の使用・管理が従来の慣習によるべきものである、という意味ではない。民法制定当時、草刈りが慣習であったところでも必要があれば開墾してもよい、とか河川や海面にも入会がある、と認識されていたことから判断しても、民法の入会権の規定は、集団的総有財産に対する権利、すなわち総有権を保護する規定である。

林野以外の総有財産（土地）といえば、溜池、農地、採石場、墓地等がある。これらの土地については判決もその権利が入会権であることを認めているが、最近に入会地の農林業以外の利用が多くなり、建物敷地やゴルフ場等に使われる場合があるが、これも判決は入会地としての利用として認めている。ただし、いずれも共有の性質を有する入会地であるがその権利を入会権といわず「総有権」とであると判示しているものが多い。なぜ入会権といわなかったかは明らかではないが、思うに入会権とは農林業用に使用する権利だという見解があるからではなかろうか。しかしたとえば従来天然木採取に使用してきた共有の性質を有する入会地の一部を、

公民館敷地にした場合、その権利は共有の性質を有する入会権から総有権にかわることになるのであろうか。その管理運営の状況にかわりなければ入会権と呼ぼうと総有権といおうとそれは用語の問題にすぎない。

共有の性質を有する入会権は土地の共同所有権であるから共同所有者すなわち入会権者の総意によってどのように使用することも自由である。では共有の性質を有しない入会権ではどうか、といえはその使用目的について法的には制限はないが、しかし土地所有者の承諾が必要である。土地所有者としては土地所有権の負担ないし制限が従来以上に重くなる場合だけ新たな目的での使用を拒否しようと解すべきであろう。また共有の性質を有する入会権は共同所有権であるからその土地を使用するか否かにかかわらず消滅することはない。ただその土地に集団の管理機能がおよばなくなった場合—持分譲渡が自由で転出しても失権しないような場合—には入会権は消滅ではなく解体して個人的な共有地となる（入会地を他の目的に供するため売却処分した場合は消滅する）。ところが、共有の性質を有しない入会権は他人の土地に存在する権利であるから、地上権、永小作権と同様に消滅することがある。もとより入会権を使用することができなくなるような土地所有者または第三者の使用を認めるのであればそれは入会権を処分あるいは放棄したことになるのでその場合は入会権は消滅する。問題は入会権の放棄も処分もするのではなく、ただ入会地を使用することもそこに立入ることもない状態がつづいた場合である。しばしば問題になるのが市町村有の入会地で入会集団が長期間にわたって使用も立入りもしない場合には入会権が消滅したのではないかと、いわれることがあるので、このことを中心に考えたい。

所有権および債権以外の財産権は20年間こ

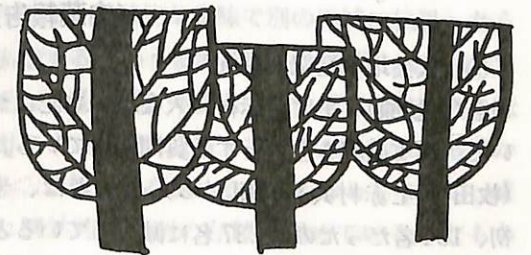


れを行使しないと時効消滅する（民法167条2項）。ここにいう財産権とは通常地上権永小作権を指すものとされているが、共有の性質を有しない入会権も同様に考えられるので、入会地に立入りしないことによって入会権が消滅するか否かを検討する。地上権を例にとると、Aの所有地上にBが存続期間60年間の地上権を設定登記し、Bが植林等にその土地を全く使用することなく20年以上経過してもBの地上権は消滅しない。仮に25年目に、土地所有者Aかあるいはその承諾を得たCがその土地を植林等に使用した場合、Bは当然自己の地上権にもとづいて明渡しを請求できる。Bの地上権は消滅することなく存在しているからである。しかし仮にBが地上権にもとづいて植林などせずそのままにしているので、AまたはCが植林などのためその土地を使用して20年以上経過した場合に、BがAまたはCに明渡請求しても、AまたはCはBに対してBの地上権が時効によって消滅した、と主張してBの要求を拒否することができる。このように時効消滅というのは地上権などの権利を行使しないことでなく、行使できない状態が20年以上継続した場合にその権利が消滅するのである。このように地上権や共有の性質を有しない入会権などの物権はその権利を行使しないだけでは消滅するものでない。とくに入会権についてはその使用目的が限定されていないから、山入りが義務づけられるわけではない。当面入山の必要がなければ山入りしないのは当然である。入会林野の場合は森林としての機能をもつ場合が多いから、入会権利者は誤盗伐、火災、病虫害発生等の防止につとめそのための管理を行い、その限りで無秩序な入山を認めなかった。したがって入会権とは自由に、あるいは無秩序に入山させない権利ともいえる。集団がその土地を管理するにすぎない入会権は存在するのであり、山入りや使用の有無は直接関係ない。

入会権は登記することができない。これは不動産登記法第一条の登記することのできる権利の中に入会権が掲げられていないからである。しかし判例によって入会権は共有の性質を有すると否とを問わず登記に関係がないとされている。したがって入会権は登記によって左右されない強い権利であり、入会権の存在あるいは入会権利者等は登記によってではなくその入会集団の慣習によって決められるのである。入会権は登記によって左右されない強い権利であるといっても入会地が売買あるいは第三者利用などの場合に登記できないということは不便であり、また慣習の変化により紛争を生ずることがある。入会権の登記は不可能であるが入会地盤所有権の登記は可能であるから共有の性質を有する入会地の場合は所有権の登記をする例が多い。（共有の性質を有しない入会権の場合は例がきわめて少ないが地上権を登記する）。ところがその登記も権利者全員記名のもは少なく1名ないし数名の代表者の名です。代表者の場合も代表という肩書きが付けられないから1人の所有または数人の共有となって実態と合わない。全員の共有といえどもそれは分割および持分譲渡の自由な民法上の個人的共有であって、総有すなわち分割も持分譲渡も認めない共同所有ではないからこの場合も実態に即さない。入会地に対する権利を保全し、その存在を公簿＝登記簿上正確に反映させるためには、入会集団に登記能力を認めることである。現在の登記手続事務では個人および法人にしか登記能力しか認めていないが、入会集団に登記能力を認めることは法律上も認められるし、また登記法の改正を必要としない。民法に「入会権ニ付テハ各地方ノ慣習ニ従フ」という規定の意味は、単に入会権の行使と入会権の客体を国家法秩序として承認するというだけでなく、その主体も国家法体系にくみ入

れこれを承認するという意味である。ただこのことは入会集団を法人として認めようということではない。入会集団と法人（たとえば生産森林組合）とはその財産の帰属を異にするので、集団の名で登記できればよいのである。入会集団の名において登記することに理論上はともかく実務上問題となるのはその公証（個人は印鑑証明、会社は法人登記簿上記載された印鑑の証明）である。しかし入会集団は任意に設立する「法人でない社団」ではなく、明治初年の村またはその下部集団である組等であって、分村などの場合を除き任意に設立できるものではないから、その存在は客観的に認識することができる。現に入会林野整備事業において市町村長は当該申請者が入会集団であり土地が入会権の存在する土地であることを認めているのであるから、市町村長がその存在を証明する（印鑑証明に相当する証明を発行する）ことは容易である。この点は地方自治法260条の2に定める地縁団体に準じて考えればよい。

入会集団としての登記にはなお問題があらうからひとまずおくとして、入会権という権利はほんらい登記に左右されない強い権利であるから、入会地であることによって特別な支障がなければ入会地として、つまり入会権という権利にもとづいてその土地を管理、経営してゆくことが望ましい。たとえば数名の共有名義の場合など委任の終了を登記原因として現在の入会権者の（代表）名義にしておくなどがその例である。特別な支障がある場合とは、もはや入会慣習が維持できなくなった場合（たとえば転出者の持分を認めざるをえない場合など）、あるいは所有権登記ができないか、登記がしてあっても現住者でないもの数十名の共有名義であってそのためにその土地の処分あるいは利用が不可能に近い場合をいうのであって、この場合入会林野整備をすることは賢明な選択であろう。しかしそうでないかぎり、入会地を入会地として管理運営してゆくことが適当であると考えられるしそのための適切な指導が望まれる。





## 〈 シ ン ポ ジ ウ ム 〉

司 会 江 渕 武 彦 (西南学院大学法学部)  
諏訪原 義 昭 (鹿児島県林業振興課)

### 発 言 者 (発言順)

枚田 邦宏 (鹿児島大学農学部) 今井 健二 (広島県林政課)  
内藤 芳樹 (福岡県飯塚農林事務所) 大宅 節男 (長崎県対馬支庁)  
松原 功 (山口県入会林野コンサルタント) 岩元 高治 (鹿児島県林業振興課)  
加茂 二見 (佐賀県生産森林組合協議会) 江頭 晴司 (長崎県林務課)  
野村 泰弘 (徳山大学経済学部) 藤津 洵 (山口県治山課)  
谷 清 (愛媛県五ヶ崎町) 結城 四郎 (福岡市森林公社)  
中尾 英俊 (西南学院大学法学部) 宮田 浩志 (愛媛県小田町)  
岡森 昭則 (九州大学農学部) 橋口 雄二 (鹿児島県市来町)  
矢野 達雄 (愛媛大学法文学部) 脇山 博文 (佐賀県唐津市)  
河野日出男 (宮崎県串間市) 深川 勝美 (佐賀県林政課)  
堺 正紘 (九州大学農学部) 大野 竣一 (佐賀県生産森林組合協議会)  
岡 靖之 (岡山県高円生産森林組合) 竹内 寿一 (福岡県行橋農林事務所)  
向井 忠彦 (愛媛県林業振興課) 吉村 俱美 (鳥取県倉吉地方農林振興局)  
小川美智子 (宮崎県林業協会)

司会(江渕) 概ね、内藤さんに対して実務的な質問が、河野さん、向井さん、中尾さんに対して法律的な内容の質問が提出されている。また、相手を定めない質問も出されている。そこで、テーマを実務的な問題と法理論的問題に分類し、格別に検討したい。

### 1 上赤村共有林組合の入会地

(内藤報告)

#### ① 入会地の登記と現況

司会(諏訪原) まず、赤村の入会地の登記について、事実確認を趣旨とする質問が出ている。(枚田) 上赤村共有林組合の入会権者は、当初、154名だったのが137名に減少しているとのことだが、登記についてはどのようにしてい

るか。

(内藤) 同入会地の登記は、〇〇外153名という形だが、それ以降、まったく登記手続きをしていないようだ。

(松原) 赤村の森林現況について聞きたい。

(内藤) すべて民有林で、2239ha、この113haが公有林、残りが私有林となっている。

#### ② 入会持分権と転出

(加茂) 我々の生産森林組合では、1名あたり評価額4万円として立木による現物出資という形態をとり、転出者には、この金額を払い戻している。上赤村共有林組合では持株制度を採用しているとのことだが、当時、出資という認識があったのか。

(内藤) 当時の在住者に入会地の株を平等に分

配したという認識であり、出資という考え方はなかったように思われる。したがって、転出者への金銭支払いは、出資金の払い戻しという認識ではないようだ。

(野村) 組合の統制下で株の売買を認めるというのであれば、当然に譲受人の資格に制限が設けられるのではないか。

(内藤) 入会権者でなければ譲り受けることはできない。

(野村) 一人で複数の株を有することができるのか。

(内藤) 規約の上では可能だ。ただ、平成2年の総会資料によれば、配当が行なわれているが、その人数は137名となっている。ということは、現実には個人間の売買はまったくなく、転出者の株はすべて組合が買い取ってきたことだ。したがって、実際には持株数に差はないと思われる。

(野村) 転出時に30万円を受け取る者は、失権に関する文書に署名するというようなことはあったか。

(内藤) たぶん、そこまではしていないだろう。

(谷) 地域外転出という点について聞きたい。五ヶ崎町においては、入会林野は存在しないが、町有分収林が設定されており、やはり株券を発行している。その約款に町外に転籍した者は権利を失うとの定めがある。最も古い株券は明治期からであるが、昭和54年に80年に達したので、株券の再発行をした。転出者の中には町内に本籍を残している者がいる。しかし、昭和23年新戸籍法以後、本籍を転出先に移転する者が3名生じている。分収林からの収益は、町1割・株主9割の割合で分配することとなっているが、その分収金支払について疑問をもっている。ここでいう転籍とは、一応、本籍の移動を意味とするものではないかと思うが、この点は

どうだろうか。五ヶ崎町の分収林は11地区に渡るが、地区の中には当該地区から隣の地区へ転出しても権利を失うという厳しい内規を有するところもある。赤村において、地区外転出者は失権するとのことだが、それは住民票移動をとまなう行政区域外への転出を意味するのか。

(内藤) 上赤村共有林組合所在の地域には、上赤区という行政区が設けられている。組合員は、その区域内居住者に限られる。従って、ここから転出すると、当然に資格を失うこととなる。本籍や住民票の移動といった形式的な要素ではなく、共有林に関する仕事に出て来ることができるかどうかが重要な要素だと思う。

(中尾) かつて入会林野は、「仲間山」などと呼ばれていたが、これは入会の本質をよく表わしている。仲間による共同の山林管理が入会だから、仲間からはずれた者は権利を失うこととなる。これが転出失権の原則だ。そこで、何をもちょう転出と判断するかが問題となるが、家や墓を残して転居した場合には転出と判断しない、あるいは、本籍を残しまたは住民登録を変更しない場合には同様に転出とみなさいなど、様々な慣習があるだろう。一般には、墓まで移転したというのであれば、帰村の可能性はほぼなくなるだろうから、完全な転出とみてよいと思うが、この点、明確な基準があるわけではない。したがって、道一本隔てた隣部落へ転居したら権利を失うかどうかは何ともいえない。そのような転居者であっても、仲間としての付き合いを継続して共同で山林管理を続けることもありうるし、行政的な意味で別の地域に転居したら失権するという慣習もまったく差し支えない。また、長い間、仲間として生活してきた者の転出による失権に対して忍びないという感情から、帰村復権を認める地域も珍しくないし、また例外的に権利の存続を認めていることもある。しかし、転出者の権利存続が原則だという



ことになる、それはもはや入会ではないということになる。

### ③ 町有地上の分収林 — 愛媛県五ヶ崎町の事例

(岡森) 五ヶ崎町には入会林野が存在しないということだが、谷さんの説明によれば、同町の分収林は入会林であるように見受けられるが。

(谷) 山林の所有権者は五ヶ崎町だ。明治期に町有林育成のため、約500haの町有地を11に区分けして地元が管理し、収益の9割を地元が、残りの1割を町が取得するという取り決めとなった。

(矢野) 広島県湯来町において開催された、本研究会の第8回シンポジウムにおいて、五ヶ崎町における町有林の事例を報告した(編集者註・矢野達雄「公有林野政策と入会権の変容」西日本入会林野研究会会報第8号〔昭和58年〕12頁以下)。同町の町有林は、いわゆる部落有林野統一事業によって形成された。この事業によって、地元の部落有地の所有権は町に帰属することになったが、地元民の使用収益権は留保された。ただし、この地元民の権利は、80年後には消滅するという規約が定められているが、これはまさしく「共有ノ性質ヲ有セサル入会権」としての実体を有するものといえる。上述のシンポジウムにおいて、80年経過後、その入会権はどうなるかという質問があったが、おそらく地元入会権者が権利放棄をしなければ入会権は存続するという考えを述べた(前掲22頁以下)。その後、「株券」が再発行されたということは、そのことを意味するものだと思う。

(中尾) 五ヶ崎町の分収林が町有地であることについては争いが無いようだが、その土地の上に地元民の「共有ノ性質ヲ有セサル入会権」が存在するという事だろう。この場合、登記簿に所有権者として五ヶ崎町しか記載されていなくても、入会権は登記には無関係だから、上記

入会権が存するとみることが可能だ。

(谷) 昭和54年の「株権」の書き替えについてのいきさつだが、育成中の木があったからだ。当該森林の林班をさらに小林班に分け、若い木については小林班を明記して継続を認めている。それが伐採されたら一切分収契約は消滅する取り決めとなっている。

## II 串間市の「牧」について(河野報告)

### ① 牧の官有地編入と取戻しのための裁判

(松原) 山林と里牧の官有地編入に対抗して、第1回目の下戻行政訴訟で明治43年に半分を取り戻し、残り半分につき新たに裁判を起こして、昭和32年に敗訴したということなのか。それとも、取り戻せなかった半分について訴訟を継続し、昭和32年に敗訴したということなのか。

(河野) 第2回目の最高裁での訴訟は、新たに提起したもので、それも、残り半分に限定して争ったのではない。当地区の国有林は牧だったという主張をしている。

(松原) 敗訴の理由は何か。

(河野) それほど重要な土地ならなぜ明治時代に要求しなかったのか、という内容で、門前払いとでもいっていいほどの扱いだった。

(中尾) 第1回目の下戻訴訟においては、訴訟に参加したのが半分の住民だったので、半分の下戻しが認められている。戦後の2回目の裁判は、所有権確認を求める民事訴訟で、敗訴理由は50年以上経過しているからだめだというものだ。

(矢野) 国有地となった里牧の利用において、地元民は納得しなかったのではないかとと思われるが、国有地上の入会として地元民の利用が継続したという事実はないか。「漁民の森」づくりが国有林の分収林造林制度を利用して実施されているという、河野さんの報告は、このあた

りの事情と関係ないか。

(河野) 地元民はこの敗訴判決に従っている。旧来の牧として利用された串間市の国有林について、一部里牧を含めて部分林制度が設けられた。「漁民の森」は、牧地ではなかったかと思われる土地について活用が認められた。

### ② 入会地の観光利用

(矢野) 「自然保護と森林レクリエーションの観点から入会地全体の公有地化が必要になるかもしれない」という報告について、具体的にどのような構想があるのか。市による入会地買収計画があるのか。

(河野) 市としての買収計画はない。これは私の個人的見解だ。現在、高齢化、後継者不足という状況の中で、山村は荒廃の危機にある。そのために、山林の公有化ということもいわれているが、行政として、このような危機を見過ごすわけにはいかないというのが私の気持ちだ。

(矢野) 市による買収計画がないのであれば、他にどのような構想が考えられるだろうか。

(河野) 「都井御崎牧」は観光地化しており、牧場での野生馬が観光産業として形成されている。牧組合によってこれが運営されており、事務局は牧場の中におかれている。組合は法人化されておらず、存続という点で不安もあるようだ。そこで、この牧組合のてこ入れを真剣に考える必要がある。入会整備については、県の方から打診があった。また、法務局の電算化処理に際し、権利関係が複雑でコンピュータに入力しきれないので、整備することはできないかという相談を法務局から受けている。現在、整備については検討中である。

(牧田) とりわけ観光利用が盛んだと、入会権と衝突する場合がある。とくに収益が大きいと権利関係上のトラブルの原因となる。都井御崎の牧場は、相当に利用されているようだが、こ

のような問題はないか。

(河野) 株権の移動など、表面に出てこないトラブルもあるようだ。実際には、権利が非常に細分化されているところがある。ゴルフ場事業者など観光産業による入会地買収の打診もあったようだが、現実にはむずかしい面があって実現していない。

### ③ 入会整備に関する問題

(江淵) 串間市においては、1、2年で整備が済んだ地域もあれば、10年かかった地域もあるようだ。平均として、どの程度の期間がかかるのか知らないが、一般に入会慣習が明確である地域ほど整備が容易であり、整備がむずかしい地域が後に残って行く傾向にある。串間市では、共有名義による登記、転出者の行方不明といった事情で時間がかかったなどの事情はなかったか。

(河野) 入会地の個人分割を目的にした地域で、分割上のトラブルを生じて時間がかかったという例がある。また、宮崎県の場合、入会林野整備推進協議会を設置し、この機関が地元入会集団に代わって整備計画書を作成しているが、同協議会の場合、職員も少なく作成事務能力に限界があり、そのために時間がかかるという問題もある。あるいは、入会地が国有地と隣接しているために時間がかかったという例もある。国有地といっても、国有林野あり農水省または大蔵省所管の土地ありと様々で、担当部局との事務的な折衝に手間取ったということだ。

### ④ 整備前後の経営形態

(岡森) 串間市の入会整備においては、整備後の経営形態の傾向はどのようなものか。牧制度が入会整備において困難な問題を有していなかったか。

(河野) ほとんどの入会地において、分割植林利用が行なわれており、整備後は個人分割形態が採られた。現地を分割しにくい地域について



は、登記名義上整備した。地域の指導者がしっかりしている集団は整備がしやすかった。未整備の地区については、行政改革の中で、担当職員が少なくなり整備に長時間を要するケースについては、整備に踏み込んでいけないという実情がある。行政間の問題だが、道路買収を入会整備の中でやらしてもらえないだろうかという話も出て、農林業上の高度利用という点から問題となり、障害はあった。

(江淵) 入会整備が完了した土地の活用方法として、造林が圧倒的に多いが、これは、整備後の造林か。

(河野) 整備前から造林されていた土地だ。

(松原) 整備地の登記は、どういう形態か。

(河野) 資料17番(本西方)、19番(真萱)が共有だ。これらは机上で個人分割したが、なかなか現実に分割できなかった。現在、整備計画実施中の24番(屋治)も、土地の善し悪し、立木の生育の善し悪しに差があり、分割がむずかしい面がある。そのために、この地域も一部共有地として整備せざるをえないようだ。その他は、個人分割だ。

(岡) 農地が整備の対象となった例があるようだが、どういう事情によるものか。

(河野) これは、後から農地化した事例だ。

(岡) 後から農地化した場合も認められるのか。

(岡森) 整備後に農地化するのは自由だと思うが。

(岡) 生産森林組合が農地を所有することはできないはずだが。

(塚) この事例は個人分割だから、農林業上の高度利用という面から、その個人が農地とすることは差し支えない。

(中尾) 初めから農地だったのではないのか。

(河野) 初めは山林だった。それを入会整備し、後に圃場整備を実施した。

### III 愛媛県の入会林野(向井報告)

#### ① 県内入会地の面積

(矢野) 愛媛県の場合、当初、入会地は2万2000haといわれていたが、向井さんの報告によれば、1万7400haとなっている。たとえば、五ヶ崎町のように町有地上の住民の使用を入会として認めていないところもあれば、地方自治法上の旧慣使用権と認識している地域もある。したがって実際には、2万2000haより多いのではないかと思うが、1万7400haという数字は、どのような調査によるものか。

(向井) 2万2000haは、林野庁の把握している基礎数字だが、その根拠は私の手元に残っていない。1万7400haの方は、愛媛県による平成元年と4年の実態調査の結果にもとづく。県から市町村に対して、森林簿で共有となっている土地を含めて入会かどうかを調べほしいという要請を出し、回答結果を集計した。それとともに、入会整備着手その他により、もともと把握していた数字を合わせて、この数字を算出した。ただ、公共事業用地取得の際に調べてみると、ある土地が単なる共有地かと思えば入会地だったなどという話を聞いたことがある。したがって、真実の数字を把握しているかどうか不明だ。実際には、入会地は2万2000haを超えるかもしれない。

#### ② 入会権の消滅と保全

(野村) 放置して入会権が自然に消滅し登記に對抗できない事態に陥るより所有権のみでも確立の方がベターではないか、という向井さんのご意見だが、放置することで入会権が消滅するかどうか、まず問題となろう。また、「所有権の確立」とはどのような方法によるものか。

(向井) 林野に対する入会集団の統制がなくなった場合、入会権は消滅するだろう。入会権消滅によって旧入会権者が土地所有権を失うことはないだろうが、登記名義人に対して対抗でき

ず権利放棄してしまうようなことが生じたら困る。現行近代化法では認可されないだろうが、入会整備によって所有権を明確にするという施策が必要に思われる。

(小川) 「所有権の確立」とは、登記名義を問題にしているのか。

(向井) そうだ。

司会(江淵) 入会権の自然消滅を待たずに近代化法で入会権を消滅させ、純然たる所有権へ転換すべきだという意味なのか。

(向井) そうではない。入会権として保護をできればそれが最もよい。権利者の権利が登記簿に明確に反映することが必要だという主張だ。

(今井) ここで問題となっているのは、入会権としての所有権なのか。登記名義を入会権者が取得すべきだということなのか。

(向井) 実質所有者たる入会権者と登記上の所有権者が一致すべきだという意味だ。入会権の保全を図ることができれば何も問題はないのだが、愛媛県でも、入会権者が登記名義人に対して十分対抗できていない事例がみられた。だから、入会権者が登記名義を有しない状態を放置するより、所有権登記を入会権者が取得する施策を採った方がよいというのが私の意見だ。

(中尾) 共有入会権のまま放置した場合、登記名義人がその名義を理由に理不尽な主張を始めると困るので、権利者と登記名義人を一致させるべきだということか。

(向井) そうだ。

#### ③ 入会権保全の方法

(岡森) 今回の統一テーマは入会権の積極的保存を図るというものだ。入会権は非常に強い権利だが、このような権利を積極的に残すという道もある。その方法として、向井さんは、「委任の終了」という登記原因に着目した考え方、14回大会で大分県の足立さんが提起された「入会権の保全整備事業」などに触れておられる。

「委任の終了」という方法は、一定の条件が整わないと使えない。また、入会権を確認する事業と、それを保存する事業には違いがある。さて、入会地が放置され、そのうち、権利関係がうやむやになったり、入会地かどうかははっきりしないということが出てくる可能性がある。愛媛県において、どれだけ入会地があるか完全に把握しきれていないという問題は、現地においてこのような傾向があることを意味しているのではないか。林野庁の現在の政策も平成8年度までであり、次の事業を検討しているようだが、入会権を積極的に守るという方向を考えてよいのではないかと思う。その前提として、まず入会権者を確定し入会権を確認する作業が必要となる。その場合、実務的にどのような問題があるかまだよくわからないが、向井さんの考えをもっと聞きたい。

(向井) 14回大会で提案された「入会権保全整備事業」の骨子は、入会権を確認し台帳に登載するという内容だったと思う。県行政は、入会整備の方向にあるので、なかなか入会権を残すという話はしづらい面もあるだろうが、次期計画として入会権確認事業を提案してもよいのではないか。ただ、林野庁としては、そのようなソフトの面は県や市町村レベルで行なうべきだと意向を有しているようだ。そこで、国としての次期計画はなくなり、それぞれの地方自治体で独自に対応する必要が出てくるかもしれない。実務的なレベルとしては、入会権の公証が問題となる。入会整備実務の担当者会議やブロック会議で確認書に関して議論となるところだが、入会権確認事業を想定する場合、ある者がこの土地は入会地だと行政に表明しただけで入会権を確認できるのか。この場合、やはり、登記名義人に対抗できるような確認書のごとき制度を策定すれば、入会権確認の承認がしやすいのではないだろうか。中尾先生は、今日の報告の中



で、市町村による入会権の公証制度の構想を述べられた。このあたりをとくに研究者から聞きたい。

司会(江淵) この問題は、本シンポジウムの統一テーマの核心だと思う。入会権の確認とは、すなわち慣習の確認であり、入会集団が自らの法規範たる慣習を明確に認識することである。行政や研究者の任務は、それを積極的に支援することだと思う。

④ 整備後の共有形態に対する対策  
(矢野) 5年間の不分割特約の活用とは、具体的にどのようなことか。

(向井) 整備後の形態が共有である場合、5年は不分割特約を結べば法的効力が認められる(編集者註・民法256条1項但書)。これを共有者が活用すれば、売買に対する抑制になるのではないかと考えた。

(矢野) それを前提に整備が実施された事例はないか。

(向井) それはまだない。

⑤ 分収契約について

(松原) 面積が広大な場合、自ら造林するのではなく、地方公共団体と分収契約をするという向井さんの構想の問題だが、入会整備をしていないと地上権設定登記がむずかしい場合がある。単なる分収契約を行なうということなのか。

(向井) 整備後の経営形態を共有とする場合を想定して、この構想を提出した。

(松原) 入会権のままでも、地上権設定登記なしに分収契約は可能だ。これまで、県行造林においてそのような例はたくさんあった。対馬林業公社は、対馬の部落有林に造林するために設立され、地上権登記なしに造林してきた。地上権登記がないことを利用しておかしなことを企む人間が出てきた場合には困るが、しっかりした部落であれば問題はないと思う。対馬のケー

スでは、地上権登記がなくても農林業金融公庫は資金を貸し付けた。後で、地上権設定契約を締結して登記すべきだという話が出てきたが。(大宅) 長崎県の対馬では、分収契約だけ締結し、入会整備が済んだ時点で地上権を設定している。

司会(江淵) 分収契約が地上権設定契約に相当するのではないのか。

(中尾) 地上権設定契約は、当事者が県と入会集団であろうと自由に締結できる。ただ、入会地に地上権を設定しても、地上権登記がしにくいという面がある。そこで、集団と県の間で、地上権登記なしに地上権設定契約が締結されることもある。この場合の契約を俗に仮契約と呼んでいる場合もあるが、契約と登記手続きは別問題なので、登記なしに地上権は成立するということだ。対馬の入会地の場合、記名共有名義が多い。それでも、入会権者が何百人もいるというケースは少ないので、県との間の契約は比較的容易であった。ただ、現入会権者と名義人が一致しない場合が多かったので、地上権設定登記手続きをとることが難しかった。そこで、入会整備をして登記をするという方法が採られた。なお、大字名義となっている土地の場合、同様に地上権登記することができないので、便宜上、財産区名義を借りて管理者・市町村長と知事の間で地上権契約を結び設定登記をしているケースがあるが、これが原因で紛争となっている地域があることを指摘しておきたい。

#### IV 入会権に関する法理論 (中尾報告)

① 「総有」という用語の意義

(野村) 「共有入会集団」と「総有集団」の違いについて、理論的な話を聞きたい。共有入会集団による統制が弱くなったり、たとえば土地をゴルフ場用地として貸付けるなどして、入会利

用がなくなった場合、なおそれを入会集団というのか、それとも総有集団というのか。先ほど、共同所有形態として、「共有」「総有」「合有」という説明があったが、単なる総有集団と入会集団のとはどこが違うのか。

(中尾) 入会地をゴルフ場用地として貸付けた場合、これは、入会集団と部外者の契約にもとづく、いわゆる入会地の契約利用にすぎない。したがって、その集団が入会集団であることに変わりはない。「入会集団」と「総有集団」という用語の違いだが、まず、共有入会集団が総有集団であることは疑いない。その他には、溜池水利集団や墓地集団が考えられる。水利集団の場合、耕作をやめて転出すると失権するので、地域集団という点で本質的には入会集団と同一である。これを入会集団と呼ぶかどうかは、結局、用語上の問題に帰着する。墓地集団の場合、総有集団であっても必ずしも入会集団のような地域集団ではない。私も墓地集団の構成員であり、一族18株のうち1株を有しているものの、現地の部落には住んでいない。それでも、地縁共同体としての入会集団と同じく、血縁共同体として、この墓地集団を墓地や墳墓という財産の総有集団と位置付けてよい。この場合にも入会集団と呼べるかどうか。これもやはり用語の問題となるが、やはり入会集団とは、一つの村の中に住んでいる人々の集団だから、他の地域へ転出して墓地の共同体からはずれないという場合、その墓地集団を入会集団と呼ぶには抵抗があるかもしれない。

② ポツダム政令に関する誤った見解

(松原) ある地域で、国道を旧道から新道へ付け替える際に墓地の移転が行なわれ、後に石碑が建てられて、〇〇墓地管理組合という名称が記されていた。そこで、山口県の用地担当職員に、部落有墓地については入会整備をしないと道路用地として買収することが難しいのではな

いと質問したところ、墓地は、いわゆるポツダム政令によって市町村有となったから所有者を当該市町村として扱えばよいとの見解であった。先ほどの墓地管理組合が管理していた墓地について、買収代金は市町村と当該組合のどちらに支払われたのか興味を覚える。かつて山口県の用地担当から、山口県内の公有林はポツダム政令によるものか、という照会を受けたことがあり、そうではないと回答したことがある。このように、行政の中にはポツダム政令について、そのような誤った考え方がある。はたして、ポツダム政令によって、かつての部落有墓地は市町村有財産となったのか。

(中尾) 共同墓地は、寺院墓地、霊園墓地、村落墓地、あるいはとくに沖縄によくみられる一族墓地などに分かれる。私の一族の墓地は、大字名で保存登記されている。近年、福岡県宗像市と鹿児島市の事例において、部落有墓地が当該部落の総有であることを認める判決が言い渡されている。この場合のポツダム政令とは、戦時中の組織たる町内会および部落会の解散に関する昭和21年政令21号である。昭和17年に現在の地方自治法の前身たる町村制の一部改正により、町内会および部落会が法人化されて財産所有能力が認められた。この改正は戦時体制にもとづくものだったので、戦後、昭和21年に、政令によりその解散が命令され、一定期間内に処分されなかった財産は市町村に帰属するものとされた。入会権者が入会地などの財産を戦時体制下の組織たる部落会所有とした事例はまずみられないので、入会権の対象である部落有財産とこの政令とは何の関係もない。もっとも、このことが地元でよく理解されず、誤って市町村有とするような取扱いがされたところもある。

③ 入会地を使用しないことと入会権の存否  
(岩元) 『入会林野の高度利用』という本の中



に、「町が使用収益することで部落住民の入会権が侵害されたにも関わらず、入会集団が異議を述べなかった場合には入会権が消滅したと解される」とされている。所有権が町にあり、過去に地域住民が薪採りなどの利用を行っていた山林につき、現在、町が造林・立木の払下、あるいは土地の売却などしているが、地元の入会集団から何ら申し出がなかったという場合、入会林野ということができらるだろうか。

(枚田) 管理内容がどの程度であれば入会といえるのだろうか。集団が存在しなくなれば入会権も消滅するという事はわかる。集団が存在するが、管理が希薄になった場合、たとえば、あそこにうちの山があるという程度の認識で日常利用することなく、年に一回の部落の集まりで部落長だけが書類を引き回しているという場合、あるいは部落長の家に書類が10年も保管されて表に出てこないなどといった場合、やはり入会権は存続しているのだろうか。

(中尾) 入会権の存否を考える際に、「共有ノ性質ヲ有スル入会権」と「共有ノ性質ヲ有セサル入会権」を分ける必要がある。まず、前者(共有入会権)は、共同所有権の一種だから単に放置したというだけで消滅しないのは当然である。ただ、1、2例だけ転出者の権利を認めたことがあるという例外的な場合はともかく、持分の譲渡が地域内外問わずにまったく自由になるなど集団的統制が消滅すれば、単なる個人的な共有権となり、入会整備の対象とはならない。つまり、共有入会権の場合、入会権が消滅すれば、単なる共有権に転ずるといふことだ。これに対して、後者(地役入会権)は、所有権ではなく他人の土地の利用権にすぎないから、土地所有者(市町村など)との関係が問題となる。前者の場合、入会集団が造林しようとゴルフ場用地として貸付けようと、あるいは利用せずに放置しようと自由であるが、後者の場合、土地

所有者との関係において、まったく自由だとはいえない。たとえば、市町村有地上の(地役)入会権において、その利用内容は、市町村との合意によって定まってくる。ここで、入会集団との分収契約によって市町村が植林した場合、入会集団側からみれば、一種の契約利用という形態となる。ところが、入会集団が土地の入会利用をせず20年以上放置していたところ、市町村が植林したという場合、この地役入会権は消滅したといわざるをえない。なお、100例近くの戦後の入会に関する判決の中で、入会権が消滅したとするものはあまりない。消滅したとされた事例は、福島県会津と島根県の財産区上の入会権についてみられる。これらはいずれも、入会地が財産区の管理下にあり部落会は機能を失ったとする判決である。また、広島県西条町の事例において、かなり持分が動いているために入会権が消滅したと判示されたものがある。もっともこの判決は、入会権が完全に消滅したとはいえないがもはや入会権とはいえないという、歯切れの悪い言い方をしている。最も問題なのは、広島県三原町の事例で、これは有名な釜山谷共有山林の事例(最高裁昭和40年5月20日判決)ではなく、その近くの事例だが、住民の大部分が入会権を有しないから入会権は消滅したという不当な判決が言い渡されている。

④ 「入会集団の登記能力」または「入会権登記」の必要性

(江頭) 登記に公信力はなく、対抗要件にすぎないといわれてはいるが、一般には登記に対する信頼は強い。そのため、入会の場合、真実の権利関係が表に出てこないという点に最大の問題がある。とにかく、入会地については、入会集団の名を出すということが最も重要だと思う。向井さんが触れられた森林簿への登載も一つの方法だろう。その他、市町村が管理する土地台帳はなじみの深いものであり、これを活用

する方法も考えられないではないが、これは登記簿が基準になるので、現行法の下では法務省との関係で制約が大きい。結局、現地に行って慣習の調査をしないと、入会かどうかわからない。そのために、はたしてどのくらいの入会地があるのか、正確な数字はだれにもわからないのである。要は、入会権を登記か、または森林簿などそれに代わる何らかの書面に表すということが必要ではないか。

(藤津) 市町村長の公証による集団登記を可能にするための方法について聞きたい。

(中尾) 最終的には、法務省民事局の意向にかかってくる。法人でない集団が登記できない実務的な理由は、集団の存在が公証できないというところにある。報告の中でも触れたが、韓国では法人でない社団に登記能力を認めている。そのような制度を日本でも設けるべきだが、もしそうなれば、入会集団もその範囲に入ってくるだろう。入会集団の場合、その存在が地元市町村レベルの行政においては明らかであるから、とくに市町村長による公証は困難ではない。だから、入会集団においてそのような公証方法を考えたらよいのであって、実務的にそれほど難しい問題はないのではないかと。問題は、入会権に対する理解にある。入会権は、山に入って薪を採ったり草を刈ったりする権利であるという古典的な理解しかしていない人が(とくに法律家に)多いから、現に入会地である土地を入会地として認識せず、今さら入会権の登記など必要ない、部落集団など前世紀の遺物だなどという意見が障害となるだろう。そのような無理解を別にすれば、部落名での登記を阻むものはそう多くないと思う。

司会(江淵) 森林簿や土地台帳を利用した入会集団の公示についてはどうか。

(中尾) 現在、最も有効な方法は、福岡市今宿上ノ原所在の入会地で採られたものだと思う。

これについては、福岡市森林公社の結城さんが詳しい。

(結城) ここでは、58名記名共有名義であった登記につき、入会集団の中で登記上の代表者となる者6名を選出し、「委任の終了」を登記原因として、58名からこの6名に移転登記した。

(中尾) この6名は一定期間ごとに交替することになっている。それだけではなく、①この土地が共有の性質を有する入会地であること、②転出失権、③持分は譲渡できない、といった規約が公正証書にもとづいて作成されている。集団構成員が数十人程度だと、この方法が採れるだろう。もし、員数が多くて登記手続きをするのが大変だという場合、とりあえず、全員で慣習を再確認して、集団の規約として公正証書化すればよい。公正証書と登記とは直接関係しないが、外部に対しては、この方法はそれなりの力をもつはずだ。

(矢野) 入会権が民法263条と294条に規定されているが、不動産登記法1条において登記できる権利とはされていない。何故にこのようにされたのか。明治29年・民法制定時、3名の起草委員(穂積陳重、梅謙次郎、富井政章)のうち、2名は、民法で入会権を規定する以上は登記の道を開くのは当然だと考えていた。それが実現しなかったのは、立法者の怠慢だろう。専門家の解釈としては、入会権は登記できない権利であるからこそ登記に左右されない強い権利であり、また、登記そのものに公信力がないから、入会地については登記にこだわる必要性がないとされている。しかし、登記を気にするのは一般的な傾向である。したがって、立法論として入会権の登記を認めるべきではないか。中尾さんは、大字名義での登記が不可能ではない旨を指摘されたが、積極的にこの方法を認める登記官は少ないのではないかと。そこで、地縁団体法人という方法が言われ出したのだが、自治



省も、この制度は入会になじまない旨の通達を  
発している。そこで、〇〇入会集団という名義  
で登記を認めればよいのではない。現行不動産  
登記法では、代表者個人名義で登記する場合で  
あっても、集団代表者たることの肩書きをつけ  
ることすら認められていない。したがって、法  
律を改正して、地縁団体法人のように、入会集  
団の存在を行政が確認し市町村長が認証して、  
入会集団による登記を認める方向が望ましい。  
民法ができて100年経つので、この際、入会権  
者や行政関係者を含めて、そのような立法運動  
を起こす時期にきていると思う。

(中尾) 具体的にはどのような改正が考えられ  
るか。

(矢野) 「地方自治法260条の2」のような改正  
だ。入会集団の公証を市町村長に行なわせ、入  
会集団の法人化を認めてその名義での登記の道  
を開くというものだ。そのような特別立法が考  
えられるのではないか。

(中尾) 私は、「入会権登記」は、とくに法改正  
しなくてもできるのではないかと考えている。  
明治30年代に地裁で入会権は登記できるとい  
う判決が言い渡されたことがある。すなわち、  
「共有ノ性質ヲ有スル入会権」は共有権として、  
「共有ノ性質ヲ有セサル入会権」は地役権を準  
用して登記すべきだというのが第一審判決の趣  
旨だが、大審院で覆り、入会権は登記できない、  
登記しなくてよい、という判決が言い渡され  
た。それ以来、入会権は登記に関係がないとい  
う理論が確立した。先ほどの私の指摘と、今の  
矢野さんの指摘は、「入会集団による登記」とい  
うことであり、「入会権登記」のことではない。  
「共有ノ性質ヲ有スル入会権」の場合は、共有権  
登記によって、集団構成員の名を登記簿に掲  
げて入会権登記に近いものをつくることので  
きる。不動産登記法施行規則等を改正すれば、そ  
の共有権が入会的なものだと公示する道は開け

るのではないか。ただし、「共有ノ性質ヲ有セ  
サル入会権」の場合には、この方法は不可能だ。  
というのは、この種の入会権については、地役  
権の章が準用されるが(民法294条)、地役権登  
記には地役権者が公示されないからだ。

④ 地縁団体法人制度は入会権公示について  
有効か

(宮田) 地方自治法の一部改正(260条の2)に  
より、「地縁団体法人」名義による登記が可能と  
なった。私の町でも、何とか部落有財産を当該  
部落名義で登記できないものか悩んでいた。た  
とえば、部落が自己の集会所用地を購入しても、  
部落名義で登記できない。そこで、比較的長生  
きするであろう若い世代の住民3名で登記する  
という方法を採用した。山林や相撲をとる広場な  
ど、部落有財産もこのような方法を採用してい  
る。この方法が実情に合わないということで、  
「地縁団体法人」という制度ができたと聞いて  
いる。市町村長の認可を受けて法人となると、  
市町村の方で印鑑証明に代わる書面が発行でき  
るわけで、不動産登記能力が認められる。かつ  
て、部落集会所用地として利用するため、一部  
住民から土地の提供があった。この時、これを  
市町村有とする方法も考えられたが、提供者の  
意向により、部落有とすることが決まった。そ  
れならば、山林においてもこの方法が活用でき  
るのではないか。

(中尾) 地縁団体法人制度は、集会所などの財  
産を登記するためにつくられた便法であるが、  
入会地をその名義で登記した場合、問題が多  
い。入会地は入会権者だけの財産であり、地域  
内転入者の加入を慣習にもとづいて制限するこ  
とができるが、地縁団体法人の場合、正当な理  
由がない限り、その区域内に住居を有する個人  
の加入を拒んではならない(260条の2・第7  
項)。この法人の名義にするということは、入  
会集団の財産でなくすることを意味し、入会権

者だけでなく、全住民に開放することになる。  
入会地をそのように開放してよいというのであ  
ればそれでもよい。このように、地縁団体法人  
と入会集団は異なったものだと注意して  
おく必要がある。

(岡森) 2年前に、地縁団体法人に関する報告  
をした。生産森林組合の運営に行き詰まって、  
地縁団体法人への移行を考えている地域もある  
ようだが、あまりよい方法とはいえないだろ  
う。山林を地縁団体法人の所有とすると、加入  
制限ができないという問題のほか、生産森林組  
合のような収益の従事割配当ができないという  
問題や税金の問題がある。生産森林組合の場  
合、税率は利益の27%だが、地縁団体法人の場  
合、43%となっている。したがって、山林を地  
縁団体法人所有とするのは、あまり得策ではな  
いようだ。収益がまったくあがらない山林だ  
たらそれでもいいかもしれないが。

## V その他の諸問題

① 多数人名義の土地について

(谷) 約6000㎡の畑を五ヶ崎町において牧場  
にする計画が立てられたが、その名義人は明治  
時代の〇〇外114名という形であり、その相続  
人は500名を超えるものと推定される。その代  
表者と五ヶ崎町が契約を結び、この土地所有権  
を町が取得したものの、あまりの相続人の数の  
多さのために、町が所有権登記を取得できない  
状態が続いている。このような、共有名義によ  
る登記が行なわれた原因について、古老の話  
を聞くと、町内に土地を所有していないと選挙  
権が認められなかったからだという。このよう  
な形態の登記の土地が公共事業用地として買  
収されることも多々あろう。これが県道の場合  
など、知事の権限云々ということを知ったこと  
がある。はたして、五ヶ崎町の事例において、  
よい方法はないだろうか。

(中尾) その〇〇外114名名義とは、所有権登  
記か。

(谷) そうだ。

(橋口) 代表者の名前におきかえて町名義に移  
転するという方法が採れないか。

(矢野) その土地が、現在町所有となったかど  
うかの確認がまず必要だ。代表者と町が契約を  
して所有権を取得したとされているが、どうし  
てこのような名義になっていたのか、これが入  
会地だという可能性はないのか、また皆に選挙  
権を持たせるために共有名義にしたという話が  
事実なのかどうか、確認をとる必要があるだろ  
う。ところで、鹿児島県市来町と加世田市に類  
似した事例があり、前者は昨年橋口さんが報告  
された。鹿児島県においては「門割(かどわ  
り)」という独特の制度がある。これは、農地が  
数世代前の複数人の共有名義となっているが、  
実際は単独の者が所有・耕作している。市来町  
では、これを耕作者の名義にするために、入会  
整備を利用した。加世田市小湊地区では、名義  
人の子孫のうち市外転出者を不在地主として扱  
い、農地法6条1項1号を利用して国が買収し、  
これを現耕作者に売り渡すという方法を採用  
している。もっとも、これらの方法が五ヶ崎町の事  
例に適合するかどうか検討が必要だろう。

(谷) 昭和58年にすでに代金の授受も済み牧  
場経営も始まっている。これまでかつての登記  
のままにしていたのは、町が農地を所有できな  
いからでもあった。ただ町は、この土地を山林  
として開発する計画を有しており、そのため  
にも登記手続きをとる必要が出てきたものだ。

② 生産森林組合の活性化

(脇山) 唐津市では、入会整備により11の生産  
森林組合が設立されている。しかし、木材価格  
が安く法人住民税の捻出にも苦勞している。税  
の減免や生産森林組合をより活発にする方策を  
考えるべきである。



司会(諏訪原) この問題についての各県の対応を聞きたい。

(深川) 佐賀県における今年の例を紹介すると、県域を12のブロックに分けて各組合の現状を調査した。やはり経営状況は厳しく、収益はほとんどない。納税にあたっては借入金で処理しているという現状である。何とか税の減免措置を採らなければならないと思うが、実現に到っていない。

(岡森) 生産森林組合の運営問題については、この研究会で何度も議論してきた。林野庁も組合設立には熱心だが、その後の支援体制がうまくとれていない。実際問題として困っているのは、組合そのものだ。この研究会が存続するとすれば、この課題は取り上げ続けざるをえないだろう。

(大野) 生産森林組合は森林保全に大きな責任を負っている。しかし、苦勞して植林しこれを伐採しても、木材価格の低下のため、組合の存続の危機に面している。そのため、脱退者も出ており、また解散という話が佐賀県だけでなく、他の県にも出ている。入会整備事業は本年度で終了するので、来年への足掛かりとして、森林経営の研究に入らなければならないだろう。もはや、木材から大きな収入を得ることは、今後、期待することはできない。少しでも、木材からの収入を増やすためにどうするのか。私は、伐木造材するにあたり、検尺は材の長さを測る前に金の重さを計るものなり、ということばをつくった。すなわち、直径22cm以上の木を択伐する、そうすることによって6mの柱を作ることができる。小さい木を伐っても価格は安い。そのような択伐を実行しているところはあまり多くはないのではないか。もし、そのような例があったら、ぜひ視察に行きたい。地域の過疎化、組合員の脱退といった事態に対処するために、この研究会での討論を望みたい。

司会(諏訪原) 県において入会整備担当者として設立された生産森林組合に対する担当者が異なるという事情がある。このような問題も考えていかなければならない。

(加茂) 組合員は木材価格低迷のため、作業管理に参加しなくなってきている。組合員が喜んで作業に参加するような状況をつくるために何をしたらいいだろうか。終戦後植林が始まり、すでに40年生の森林として、すでに伐期に来ている。たとえば、阪神大震災復興のためにこれを利用できないか。国産材の積極的利用のための研究をお願いしたい。森林経営は、単に金銭だけの問題ではない。森林は人間が生きていくのに不可欠だ。佐賀県では176の組合があるが、全組合長が四苦八苦している。組合の窮状をもっと知ってもらいたい。

司会(諏訪原) 今日出席している大学関係者は、入会関係の法律家や林政の専門家であり、回答しにくいところがあるだろう。それよりむしろ、各県が木材需要対策については、木材加工の大学研究者と提携して研究していると思う。ただ、各県とも立地条件もの違いもある。たとえば、鹿児島県の場合、一般の並材が多いので、木材加工試験場において、需要拡大研究を実施している。まず、このような県や木材加工を専門とする大学研究者の研鑽に期待すべきだと思う。

(今井) もっと山林資源の活用を図るべきではないか。たとえば、スキー場やテニสนาม用地として利用し、都市との交流を図るといった地域の例があれば聞きたい。山林のまま放置しているところが現金収入を得ることができて、残った山林の管理を積極的に図れるのであれば望ましい。広島県の方でも協議会をつくってそのような話し合いをしているが、他に農林業以外の利用をしているところはないか。

司会(諏訪原) 鹿児島県では採石場用地として

部外者に利用を認めて収入を得ているところがあるが、他県の事情はどうか。

(枚田) 中日本入会林野研究会での情報だが、兵庫県の場合、財産区入会地をスキー場用地として貸し付けたケースがある。生産森林組合においても、このような貸付利用がみられる。他には、ゴルフ場用地として貸し付けるケースが多いようだ。もっとも、生産森林組合の場合、法的に問題が出てくるかもしれないが。

③ 入会整備に関する諸問題  
(竹内) 内藤さんや河野さんの報告では10ha以下という小面積の入会地の整備実例がみられる。我々が相談を受けているのは、700haにのぼる入会地だが、それほどの小面積について、調査・測量といった補助事業の対象となるのか。また、近代化法にもとづいて嘱託登記が実施されたのか。

(向井) 一応、補助事業の対象面積は10ha以上が基準だったと思うが、愛媛県ではないかがある。補助額は個別的事情によるというのが林野庁の見解だが、実際には、事業費は1haあたり4万円程度であり、それほど大きい補助金額ではないので問題は少ないようだ。

(竹内) スキー場等への貸付利用の話が出ていたが、今回の対象地は、都市近郊にある山林であり、先々、宅地化の波が押し寄せてくるだろう。近代化法における農林業上の有効利用という趣旨からするならば、そのような土地について入会整備することができるだろうか。

(向井) 宅地が前提だという場合には、認可は不可能だろう。ただ、入会地の中に道路を設けるなど公共事業が行なわれる場合、それがきっかけとなって入会整備が実施されたという事例がけっこうあったと聞いている。そういう方法が正しいかどうか別問題だが。

④ 山林所得以外の収益従事割配当の是非

(江頭) 生産森林組合と林業公社の間で分収造林契約が締結され収益が生じた場合、組合は従事割配当できるか。

(堺) 契約の当事者が公団の場合とそれ以外の場合では、法律関係が異なる。公団造林とは、森林開発公団を契約当事者とする分収造林で、立木は土地所有者と費用負担者たる公団の共有となる。公団は、つねに造林者ではないので、生産森林組合が土地所有者として公団の費用によって造林したのであれば、組合が取得する分収金は山林所得となり、これを組合員に従事割配当することができる。一方、官行造林型の分収造林である公社造林や県行造林などで、土地所有者たる生産森林組合が取得する分収金が地上権設定の対価たる地代としての性質を有する場合には、雑所得に分類される結果、組合が従事割配当することはできないという解釈となる。これは、組合が土地を売却して得た収益を配当できないことと同じだ。

(江頭) 生産森林組合が土地を売却して対価を得たという場合、確かに従事割配当は不可能だろう。しかし、公社造林によって分収が行なわれた場合、農林業からの収益という意味では実質的には違いがないと思うが。

(吉村) 鳥取県の場合、地代を地元組合に分収金を支払うという方式を採用している。この場合には、地元の取得金は雑所得として処理せざるをえないので、従事割配当は不可能だ。

(中尾) 契約が分収造林特別措置法にもとづいているかどうか問題だ。鳥取県の場合、同措置法によらず、純然たる民法上の地上権設定契約を生産森林組合などの土地所有者と締結し、地上権取得の上で造林したということだから、組合が取得する金銭は単なる地代として雑所得となる。ところが、同措置法にもとづいて分収契約を締結した場合、立木は土地所有者、造林者、費用負担者の共有となるという特徴があ



る。だから、土地所有者が取得する分収金は山林所得となる。確か、長崎県対馬林業公社の場合、当初は立木を公社が単独所有する方式だったが、同措置法の対象とならないというクレームが公庫からあり、途中から立木を公社が土地所有者と共有する方式へ転換したと記憶している。

(松原) 分収造林特別措置法の特色は、中尾さんが指摘された通り、立木が共有となるというところにある。県行造林は、同措置法以前から行なわれており、この場合、立木は県の単独所有という形をとる。同措置法施行の際に、国からこの法律にもとづいて契約を更改しないかという話があったが、事務的に煩雑であり、また

県行造林の新規契約もないこともあって、そのままにしておいた。山口県林業公社が設立された時には、同措置法にもとづいて契約している。

(大野) もう一度確認したいが、生産森林組合が森林開発公団と契約し、育林を組合自身が行なったという場合、組合が分収金を従事割配当することは問題ないと考えてよいわけか。

(堺) 公団造林の場合、前述のように、立木は組合と公団の共有だから、組合が所得する分収金は地代などではなく、文字通り、立木売却金の分配金なのだ。したがって、その収入は当然に山林所得となるのだから、育林に従事した組合員に対して従事割配当できる。



## 〈 大 会 記 事 〉

西日本入会林野研究会第20回大会は、平成7年10月25日～27日に愛媛県松山市道後温泉にて、122名の参加をえて開催された。地元愛媛県の地方局、市町村、森林組合等からも多数参加があり、盛会な大会であった。

26日のシンポジウムでは、愛媛県農林水産部

## 〈 総 会 報 告 〉

西日本入会林野研究会の総会は、10月26日のシンポジウムの昼食前に開催され、堺正紘氏(九州大学農学部)の議長のもとで進められた。会務報告(平成6年9月～7年8月)、会計報告(同)会計監査報告が了承された後、次回の大会開催予定地、役員を選考について審議され、以下の通り決定された。

### 1. 会務報告

(第20期、平成6年9月～7年8月)

#### 1) 活動日誌

(平成6年)

10月25日～10月27日 第19回大会開催  
(鹿児島県指宿温泉)

(平成7年)

4月8日 東日本入会林野研究会会報第15号受領

4月20日 中日本入会林野研究会会報第15号受領

4月27日 愛媛県担当者と第20回大会の打ち合わせ(松山市)

6月10日 「入会林野及び生産森林組合の担当係・担当者の確認と西日本入会林野研究会第20回大会の予報について」の文書発送

の久保田善信技術監、林野庁森林組合課の武本俊彦課長には、ご多忙中にもかかわらずご出席いただき、ご挨拶をいただいた。

27日は午前中、愛媛県久万町のヒノキ集約施業展示林と愛媛県林業試験場を視察し、無事日程を終えた。

6月10日 東・中日本入会林野研究会会報第15号を運営委員に発送

6月10日 「西日本入会林野研究会会報第20号」を会員、運営委員、関係機関等への発送

8月10日 「西日本入会林野研究会第20回大会」の案内状の発送

8月10日 「運営委員会の開催」「幹事会の開催」「監事会」の案内状の発送

8月10日 「会員の確認及び会費の徴集について」の依頼状の発送

2) 会計報告  
(別紙の通り)

### 2. 審議事項

1) 西日本入会林野研究会規約の改正について

(現) 第五条(事務所) 本会の事務所は福岡市早良区西南学院大学におく。

(新) 第五条(事務所) 本会の事務所は福岡市東区箱崎九州大学農学部林政学教室におく。

2) 次回開催地について

熊本県内開催の予定で準備を進める。

(次次回以降の大会開催については、事業



の継続との関係で林野庁の対応を見ながら、次回大会までに検討する。

3) 役員の選考について

新役員については、以下の方々を選出された。

(1) 市町村関係

- 青木 勇 (福岡市森林公社)
- 酒井 利幸 (大分県九重町役場)
- 近藤 功 (愛媛県別子山村経済課)
- 北林 光昭 (広島県黒瀬町産業振興課)
- 未 定 (熊本県下の市町村)

(2) 県関係

- 松島 義朗 (鳥取県林務課)

向井 忠彦 (愛媛県林業振興課)

元長 貴司 (宮崎県林業経済課)

藤田 悟 (熊本県林政課)

平川 昇 (佐賀県林政課)

(3) 大学関係

野村 泰弘 (徳山大学経済学部)

矢野 達雄 (愛媛大学法文学部)

中尾 英俊 (西南学院大学名誉教授)

岡森 昭則 (九州大学農学部)

(4) 監事

松原 功 (山口県入会コンサルタント)

西森 正信 (高知県入会コンサルタント)

西日本入会林野研究会第20期会計報告

(自 平成6年9月1日 至 平成7年8月31日)

(単位:円)

項 目	前 期	今 期	摘 要
1. 前期繰り越し	203,063	204,243	
2. 会 費	165,500	202,500	405人
3. 大会参加費	456,000	444,000	111人
4. 会報売上	1,500	7,000	14冊
5. 利 息	868	665	
収 入 合 計	826,931	858,408	
1. 会 報 費	258,750	233,900	
2. 会場係旅費	127,240	92,560	
3. 連絡旅費	34,840	98,440	愛媛県と打ち合わせ
4. 運営委員会費	0	0	
5. 監事会費	0	0	
6. 事務局大会旅費	105,740	91,110	
7. 通 信 費	26,408	21,757	
8. 謝 金	39,000	31,000	
9. 事務局費	30,710	30,000	
支 出 合 計	622,688	598,767	
次期繰り越し	204,243	259,641	

平成7年10月26日

西日本入会林野研究会 代表委員 中尾 英俊

会 計 監 査 報 告

第19期の会計処理は適正になされ、何ら異常のなかったことを認めます。

監 事 松 原 功  
同 西 森 正 信



野林会日本入会西

	第1回	第2回	第3回	第4回
開催時期	昭和50年10月3、4日	昭和51年11月10、11日	昭和52年11月29、30日	昭和53年9月29、30日
開催場所	大分県九重町 中央公民館	高知県土佐清水市 漁民センター	宮崎県宮崎市 ひまわり荘	鳥取県三朝町 温泉会館
参加者数	52人	51人	72人	約100人
研究テーマ	「入会林野整備後の経営形態」	「入会林野整備ならびに整備後の諸問題」	「入会林野近代化と市町村」	「地域農林業と入会林野」
特別講演	植田 昌宏	穂積 良行 「入会林野対策の方向について」	山田喜一郎 「入会林野対策の諸問題」	渡辺 武 「入会林野の高度利用について」
問題提起	笠原義人(九州大学) 武井正臣(鳥根大学) 吉嶺芳徳(長崎県) 西森正信(高知県) 森 有為 (大分県九重町) 馬場 透(鹿児島県)	南原博文(鳥根県) 長友 格(宮崎県) 山口達興(福岡県) 大平英輔(高知大学)	藤 和則(佐賀県) 有本照次 (鳥取県三朝町) 佐藤英雄 (熊本県南小国町) 堺 正紘(九州大学)	重石 功 (大分県日田市) 山口正郎 (高知県梶原町) 山里 昶(鳥取県) 斉藤政夫(鳥根大学)
シンポジウムの司会	中尾英俊(西南大学) 堺 正紘(九州大学)	武井正臣(鳥根大学) 岡森昭則(九州大学)	川田 勲(高知大学) 佐藤友彦(大分県)	西森正信(高知県) 篠原武夫(琉球大学)
シンポジウムの内容		I 入会林野整備の行政問題 II 整備後の経営問題 III 入会林野近代化の法律的側面	I 入会林野近代化と市町村 II 地域農林業と入会林野整備	I 重石報告をめぐって II 山口報告をめぐって III 山里報告をめぐって IV 斉藤報告をめぐって
現地視察	九重町桐木生産森林組合	土佐清水市松尾生産森林組合	東郷町寺迫生産森林組合	三朝町木地山生産森林組合

研究会の歩み

	第5回	第6回	第7回	第8回
開催時期	昭和54年10月4、5日	昭和55年10月30、31日	昭和56年10月29、30日	昭和57年10月5、6日
開催場所	鹿児島県屋久町 屋久島温泉	愛媛県今治市 湯ノ浦ハイッ	熊本県南小国町 自然休養村管理センター	広島県湯来町 湯来西公民館
参加者数	160人	160人	170人	200人
研究テーマ	「入会林野と分収林」	「入会林野と生産森林組合」	「入会林野と入会慣習」	「入会林野の運営と入会集団の性格」
特別講演	船渡 清人	山田 保夫 「入会林野整備の現状と課題」	綾部 誠司	山本 徹 「当面する林政の課題」
問題提起	川東義明(鹿児島県) 真孫義之 (対馬林業公社) 砂田清哉 (今治市外2町村共有組合) 岡森昭則(九州大学)	山内舜郎 (愛媛県上林生産森林組合) 杉山宏明 (佐賀県富士町) 肥後恒文(宮崎県) 中尾英俊 (西南学院大学)	岡村芳美 (山口県阿武町) 高尾徳次(長崎県) 佐藤英男 (熊本県南小国町) 武井正臣(鳥根大学)	川原祥治 (福岡市森林公社) 赤迫唯夫 (大分県白杵市) 久保逸美 (広島県乃美尾下組生産森林組合) 矢野達雄(愛媛大学)
シンポジウムの司会	中尾英俊(西南大学) 河野俊克(宮崎県)	武井正臣(鳥根大学) 松原 功 (山口県林業公社)	吉嶺芳徳(長崎県) 岡森昭則(九州大学)	西森正信(高知県) 江淵武彦(西南大学)
シンポジウムの内容	I 入会林野の所有権登記 II 入会林野は近代化すべきか III 共有山組合と入会権 IV 対馬林業公社と入会林野 V 生産森林組合と分収林	I 入会整備後の経営形態 II 生産森林組合の事務処理 III 生産森林組合に労災保険 IV 生産森林組合員の資格 V 法人税への対処	I 整備前における入会慣行と権利者の確認 II 登記の手続き III 従事割配当と税制問題 IV 生産森林組合と分収林	I 川原報告について II 赤迫報告について III 久保報告について IV 矢野報告について V その他の問題
現地視察	屋久町船行入会整備組合	今治市外2町村共有組合山林	南小国町扇及び白川牧野	湯来町北谷生森及び廿日市木材工業団地



	第9回	第10回	第11回	第12回
開催時期	昭和57年10月6、7日	昭和59年9月26、27日	1985年10月15～17日	1986年9月10～12日
開催場所	長崎県岐宿町 福江島開発総合センター	島根県西郷町 町立町民体育館	佐賀県唐津市 唐津シーサイドハイッ	岡山市 山佐別館
参加者数	220人	230人	223人	188人
研究テーマ	「入会林野の運営と生産森林組合」	「地域振興と入会林野」	「入会林野整備後の経営問題」	「入会林野等の活用と今後の問題」
特別講演	沖沢 幸二	井手 道雄	木下 紀喜	森田 栄一
問題提起	宗 繁巳 (長崎県下五島生産森組) 土肥邦徳 (熊本県五木村) 倉橋門生幸(高知県) 篠原武夫(琉球大学)	山本忠夫 (島根県猪目生産森組) 山口 節 (宮崎県林産課) 酒井利幸 (大分県九重町) 北川 泉(島根大学)	浜田康裕 (唐津市農林課) 長尾仁志 (鹿児島県林業振興課) 広井睦生 (岡山県林政課) 江淵武彦 (西南学院大学法学部)	和田政利 (岡山県楯原上第一区生産森林組合長) 江崎浩二 (福岡県林政課) 井原直幸 (広島農業短期大学) 山上三郎 (佐賀県生産森林組合協議会)
シンポジウムの司会	山上三郎 (佐賀県生森協) 堺 正紘(九州大学)	佐藤英男 (熊本県南小国町) 岡森昭則(九州大学)	矢野達雄 (愛媛大学法文学部) 山口 節 (宮崎県林産課)	中尾英俊(西南学院大学法学部) 松原功 (山口県椎茸農業協同組合)
シンポジウムの内容	I 整備前の問題 II 整備後の経営形態の選択 III 生産森組の運営問題 IV その他	I 入会整備の法律問題 II 「委任の終了」の活用可能性 III 入会林野の高度利用 IV 生産森林組合の経営問題	I 生産森林組合の現状と課題 II 入会地および整備に関する法律問題	I 報告に対する事実確認 II 入会整備に関する問題 III 生産森林組合の運営 IV 入会権に関する法的問題
現地視察	岐宿町二本楠生産森組	布施村森林	鏡生産森林組合	東山内生産森林組合

	第13回	第14回	第15回	第16回
開催時期	1987年9月9～11日	1989年8月30～ 9月1日	1990年9月26～28日	1991年9月18～20日
開催場所	福岡県朝倉郡杷木町 原鶴温泉泰泉閣	山口県長門市 (湯本温泉) 白木屋グランドホテル	大分県湯布院町、湯布院 ハイツ 九重レーク サイドホテル	高知市 三翠園ホテル
参加者数	145人	154人	約180人	約150人
研究テーマ	「入会林野利用の今後の方向」	「入会林野高度利用の課題」	「入会的生産森林組合の現状と活性化の方向」	「リゾート開発と入会林野」
特別講演	芳田 誠一 「入会林野整備をめぐる情勢」	河田 護郎	船本 博昭	小川 晃
問題提起	鶴 敏信 (福岡県橋農林事務所林務課) 神菊憲一 (宮崎県林政課) 八尋宣子 (九州大学農学部) 昭山匡教 (山口県治山課)	竹林彌壽友 (山口県三隅市生産森林組合) 稲生一成 (熊本県林政課) 足立紀彦 (大分県大分事務所林業課) 矢野達雄 (愛媛大学法文学部)	田洪孝喜 (大分県上村生産森林組合) 石谷秀彰 (長崎県北振興局) 吉村俱美 (鳥取県倉吉振興局) 野村泰弘 (西南学院大学法学部)	高橋秀雄 (奈半利町郷分生産森林組合) 川原祥治 (福岡市森林公社) 有村栄作 (鹿児島県林業振興課) 依光良三 (高知大学農学部)
シンポジウムの司会	矢野達雄 (愛媛大学法文学部) 山上三郎 (佐賀県生産森林組合協議会)	野村泰弘 (西南学院大学法学部) 稲田張一 (佐賀県林務課)	川原祥治 (福岡市森林公社) 堺 正紘 (九州大学農学部)	中尾英俊 (西南学院大学法学部) 七里成徳 (長崎県林務課)
シンポジウムの内容	I 入会整備前の諸問題について II 入会整備後の諸問題について	I 三隅市生産森林組合の経営内容 II 個人分割を目的とする整備 III 入会権明確化の必要性 IV 多機能重視型森林経営の問題点 V その他の諸問題	I 入会に関する一般的问题 II 生産森林組合の現状 III 生産森林組合に対する助成措置 IV 生産森林組合の解散問題 V 契約利用の法律問題	I 入会に関する法律問題 II 経営上の問題
現地視察	小石原生産森林組合	三隅市生産森林組合	上村生産森林組合	奈半利町郷分生産森林組合



	第17回	第18回	第19回	第20回
開催時期	1992年10月12～14日	1993年10月4～6日	1994年10月25～27日	1995年10月25～27日
開催場所	宮崎市青島 青島観光ホテル	米子市皆生温泉 皆生グランドホテル	鹿児島県指宿市 指宿いわきホテル	愛媛県松山市 道後プリンスホテル
参加者数	約150人	約140人	145人	122人
研究テーマ	「地域開発と入会林野」	「入会林野整備と生産森林組合」	「入会林野の今後の課題」	「入会林野の積極的保存を考える」
特別講演	小川 晃	相模 正芳	牧元 幸司	武本 俊彦
問題提起	那須恒平 (宮崎県十根川入会林野整備組合) 田代哲二 (北九州市農林課) 鈴木千鶴王 (愛媛県別子山村経済課) 堺 正紘 (九州大学農学部)	七里成徳 (長崎県林務課) 大鶴進吾 (福岡市森林公社) 小西護郎 (鳥取県丸山生産森林組合) 岡森昭則 (九州大学農学部)	橋口雄二 (鹿児島県市来町経済課) 松原 功 (山口県入会コンサルタント) 馬場 彰 (佐賀県鹿島農林事務所) 野村泰弘 (徳山大学経済学部)	内藤芳樹 (福岡県飯塚農林事務所) 河野日出男 (宮崎県串間市農林水産課) 向井忠彦 (愛媛県林業振興課) 中尾英俊 (西南学院大学名誉教授)
シンポジウムの司会	吉村俱美 (鳥取県倉吉地方農林振興課) 岡森昭則 (九州大学農学部)	矢野達雄 (愛媛大学法文学部) 松原 功 (山口県入会コンサルタント)	堺 正紘 (九州大学農学部) 有村栄作 (鹿児島県大隅農林事務所)	江淵武彦 (西南学院大学法学部) 諏訪原義昭 (鹿児島県林業振興課)
シンポジウムの内容	I 入会慣習に関する問題 II 生産森林組合の機能	I 入会林野整備問題 II 入会慣習の再確認作業 III 丸山生産森林組合の現状と課題 IV 生産森林組合の将来	I 鹿児島県における門割制度 II 入会集団の公益法人化 III 「受託者更迭」という登記原因 IV 入会権を誤解した判決によって入会権は消滅するか V 入会整備の諸問題	I 上赤村共有林組合の入会地 II 串間市の「牧」について III 愛媛県の入会林野 IV 入会権に関する法理論 V その他の諸問題
現地視察	国富町下三名生産森組	現地視察なし	開聞町松原田入会整備地区	久万町ヒノキ集約施業林、愛媛県林業試験場

1996年4月25日 印刷  
1996年4月30日 発行

編集 西日本入会林野研究会  
発行 〒812-81  
福岡市東区箱崎6-10-1  
九州大学農学部林政学教室内  
☎(092) 642-2876

印刷 松隈印刷株式会社  
☎(092) 721-0769



